

東 北 地 方 整 備 局

工事の総合評価落札方式運用ガイドライン

令和6年6月

国 土 交 通 省
東北地方整備局

○本運用ガイドラインは、東北地方整備局のホームページ（以下、「東北地整HP」という。）に掲載しています。

東北地整HPアドレスと掲載先は下記のとおりです。

東北地整ホームページ <https://www.thr.mlit.go.jp>

【東北地整HPトップ】

↓

【入札・契約・積算（事業者の方へ）】

↓

【総合評価落札方式関連】

↓

【工事の総合評価落札方式運用ガイドライン】

- 第1版 平成22年5月19日
- 第2版 平成22年6月24日
- 第3版 平成25年11月13日
- 第4版 平成26年4月1日
- 第5版 平成27年4月1日
- 第6版 平成28年4月1日
- 第7版 平成28年5月1日
- 第8版 平成29年4月1日
- 第9版 平成30年5月11日
- 第10版 令和元年5月17日
- 第11版 令和2年9月28日
- 第12版 令和3年4月27日
- 第13版 令和3年7月30日
- 第14版 令和3年11月26日
- 第15版 令和4年4月1日
- 第16版 令和4年7月1日
- 第17版 令和5年4月1日
- 第18版 令和6年4月1日
- 第19版 令和6年5月21日
- 第20版 令和6年6月21日

～ 目 次 ～

1. 東北地方整備局の総合評価落札方式	1
1.1 総合評価落札方式の変遷	1
1.2 不正が発生しにくい制度への見直し	3
1.3 本ガイドラインの概要	4
1.4 用語の定義	5
2. 総合評価実施手順	6
2.1 総合評価のタイプと加算点の設定	6
2.1.1 総合評価タイプ	6
2.1.2 総合評価の適用	8
2.1.3 施工体制確認型の適用	13
2.1.4 タイプ毎の最大加算点	13
2.2 総合評価落札方式の全体フロー	14
2.3 施工計画に関する事項	23
2.3.1 施工計画	23
2.3.2 施工計画の適否	23
2.4 技術提案に関する事項	24
2.4.1 工事技術的難易度評価表に基づくテーマ設定	24
2.4.2 指定テーマに対する提案項目数の設定	24
2.4.3 技術提案の評価方法	24
2.4.4 技術提案に関する留意事項	25
2.5 総合評価における評価項目、加算点及び評価基準の設定	26
2.5.1 評価項目及び加算点	26
2.5.2 評価項目・配点及び評価基準のポイント	32
3. 落札者の決定	58
3.1 総合評価落札方式の概要	58
3.2 施工体制確認型を適用した場合	59
3.2.1 落札者決定フロー	59
3.2.2 落札者の決定方法	60
3.2.3 施工体制評価点	60
3.2.4 施工体制を踏まえた加算点の補正	63
3.3 落札予定者が調査基準価格未満の場合における対応	65
3.3.1 低入札価格調査	65
3.3.2 重点又は特別重点調査資料の提出	65
3.3.3 ヒアリングの実施	65
3.3.4 無効等の適用	65
4. 技術提案の採否の通知	66
4.1 技術提案の採否の通知	66
4.2 技術提案の採否の詳細な通知に対する問い合わせ	66
5. 総合評価落札方式の評価結果に係る公表	67
6. 技術提案の実施（履行）確認	71
7. ペナルティの設定	71
7.1 技術提案に関するペナルティ	71
7.2 現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等	71
7.3 新技術活用におけるペナルティ	71
7.4 賃上げ未達成企業による措置	71
【参考】タイプ別評価項目と配点及び評価基準一覧表	72

1. 東北地方整備局の総合評価落札方式

1.1 総合評価落札方式の変遷

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下、「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、平成17年9月30日に「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（以下、「促進ガイドライン」という。）が示された。

「促進ガイドライン」では、価格と品質が総合的に優れた調達を行う総合評価落札方式を原則すべての工事において適用することになっていることから、東北地方整備局では、平成18年度から災害時の緊急工事を除き、原則全ての工事において一般競争総合評価落札方式を導入したところである。

しかしながら、一般競争の本格導入により低入札受注の多発や不良・不適格業者の参入等の問題が顕在化し、平成18年12月には「緊急公共工事品質確保対策」が発表され、低入札工事に対して、評価項目に施工体制の確認を加えた施工体制確認型総合評価落札方式や低入札調査を重点的に実施する特別重点調査が導入されている。

また、一方で受発注者双方の手続きに関わる負担増加など、入札契約実務に関わる様々な問題も認識されてきたことから、平成19年度に本省において「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」が設置され、その中での総合評価のより適切な運用に向けた検討が行われ、様々な改善策を実施してきている。

さらに、総合評価落札方式の実施にあたっては、より良い企業をいかに選定するかが重要なポイントとなり、平成20年度からは、技術提案による更なる品質向上を図るため、工事の特性を「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」等の観点から評価する「工事技術的難易度評価表」を用いて、工事特性にあわせた総合評価タイプの設定、求めるテーマの課題の設定を行っている。

平成22年度からは、評価項目の見直しや追加、技術提案の評価結果の通知や問い合わせ窓口の開設、競争参加資格における工事实績のうち工事量を求めないなどの要件緩和を行う等、更なる改善を図ってきたところである。

総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要があり、平成25年3月に「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、「本省運用ガイドライン」という。）が示されたところである。

平成26年度以降は、原則すべての工事に総合評価落札方式（二極化）を適用しているが、建設業における若年者の入職者数の減少と建設業就業者の高齢化が進む中で、平成17年度からの総合評価の本格導入により、総合評価の技術評価点で高得点が期待されるベテラン技術者を配置予定技術者として応募する傾向が強くなっている。二極化の実施に伴い総合評価の技術評価点が高い若手技術者の配置がよりしづらくなり、技術者の高齢化がますます促進される懸念があることから、現場経験が少ないなど、主任技術者（監理技術者）に配置されづらい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験等豊富な専任補助者を任意で配置（専任補助者を評価対象者として追加）できることとした。

平成27年度は、担い手3法（平成26年6月4日施行）の理念を踏まえ、担い手の育成を促進するための専任補助者制度の更なる推進や、受発注者双方の負担軽減を図るための段階的選抜方式の活用を図るとともに、二極化の更なる促進を図ってきた。

平成28年度は、生産性向上に向けた「ICT土工」の評価項目への追加や、受発注者双方の負担軽減を更に促進させるため競争参加資格確認資料として簡易技術資料の提出を求める簡易確認型の試行導入や一括審査方式の一部見直しなどを図ってきた。

平成29年度は、生産性向上の更なる促進に向けた「ICT舗装工」の評価項目への

追加や、担い手の確保・育成を更に促進させるための「若手・女性技術者の配置促進型」の試行の導入を図った。

平成30年度は、生産性向上に向けた「ICT浚渫工」の評価項目への追加や建設産業の働き方改革の推進及び建設産業における週休2日の定着を図ることを目的として、「ICT土工活用証明書」及び「週休2日実施証明書」について評価項目への追加を図ってきた。更に、新技術活用促進を図るため、「新技術導入促進型」の推進を図った。

令和元年度は、新・担い手3法（令和元年6月14日施行）の理念も踏まえ、相次ぐ災害を受けて地域の守り手を確保する必要があることから、経常維持工事の実績を「一般土木工事（施工能力評価型）」で評価する試行の導入や、河川管理技術の向上を目的として「河川維持管理技術者等の配置」について評価項目への追加を図ってきた。また、工事の仕様の確定が困難である場合に適用出来る「技術提案・交渉方式」の取組を始めたところである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時に河川や道路などの公物管理、公共工事については事業の継続が求められていることを踏まえ、円滑な発注及び施工体制の確保に向けた対策として、「工事の総合評価における技術提案数の最小化」、「入札書・確認資料等の提出期限の延長」等の運用により、受発注者双方の負担軽減を図ったところである。

令和3年度は、i-Constructionの推進や新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換、抜本的な生産性のより一層の向上が必要であることから、ICT等の更なる有効活用による生産性のより一層の向上が課題であることを踏まえ、品質確保に関する技術提案を項目に加えて、「ICT活用等による生産性向上に資する技術提案を求める指定項目とする」試行を導入した。

また、ICT活用工事証明書の発行対象について、ICT活用を含めた新技術活用が原則義務化される中、更なる生産性向上に向けてこれまでの1工種から5工種に証明書発行対象を拡大した。海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度については、海外認定・表彰制度により認定・表彰された海外工事等の実績を直轄工事及び調査、設計等の業務において評価するものである。また、難工事指定工事については、社会条件やマネジメント特性が厳しい工事を難工事と指定し、実績を評価することで、受注意欲の向上、競争性の確保に繋がることを期待する取組を始めたところである。

令和4年度は、一般土木工事のWTO対象工事（段階的選抜方式）において「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する評価基準を見直した。

また、建設現場における脱炭素化に向けた取り組みを強化するため、WTO段階的選抜方式の1次審査、技術提案S型（WTO・WTO以外の一般土木・鋼橋上部・PC工事）において、温室効果ガス排出削減目標を定め外部機関から認定を受けている企業、燃費性能に優れた建設機械の活用、ICT施工の推進、バイオ燃料を活用する場合加点評価する評価項目を追加した。

令和5年度は、近年、公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの取組を評価する表彰制度が創設されていることから、企業の実績等の評価に、「インフラDX大賞」など3つの表彰制度を追加した。

また、令和6年4月から建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用され、週休2日工事の定着に伴い、週休2日実施証明書の取り扱いや評価項目を見直した。

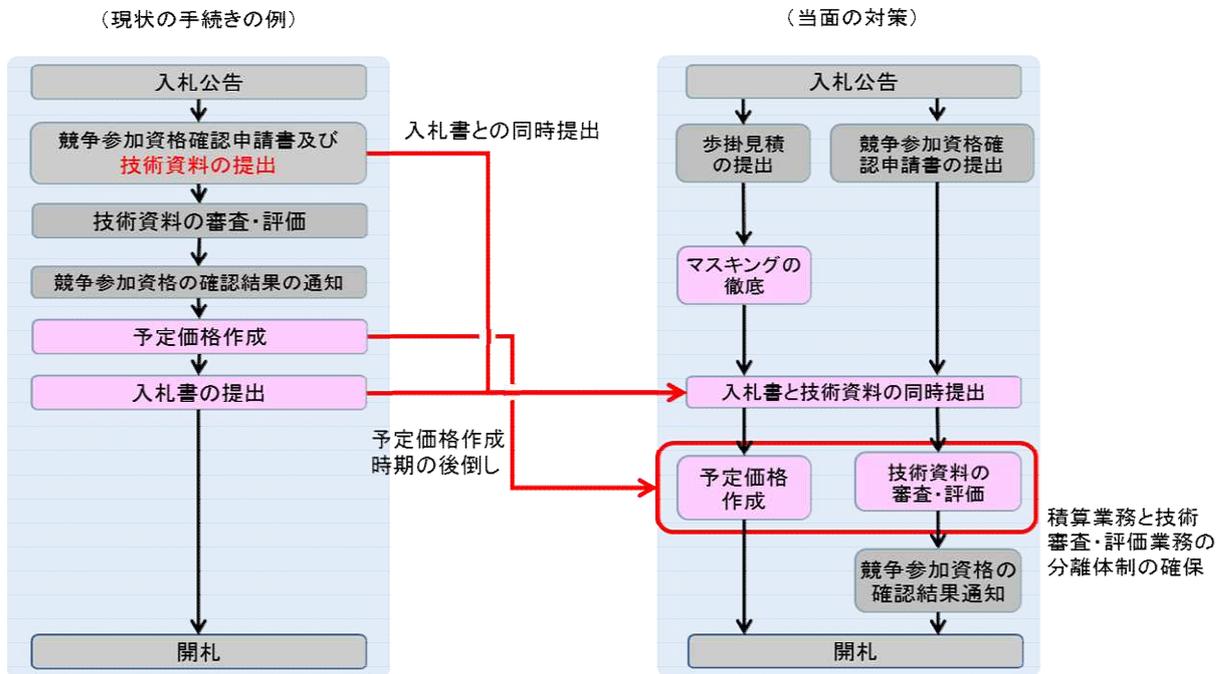
このほか、技術者の能力等の工事成績評定を東北管内から全国（直轄）に変更することや、技術提案評価型に若手技術者の配置を評価項目として追加した。

1.2 不正が発生しにくい制度への見直し

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

このため、国土交通省では、当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1)技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2)予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを行うこととした。

これを踏まえ、予定価格が6,000万円以上3億円未満の一般土木工事を対象としていたが、平成29年4月からは施工能力評価型を適用する全ての工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより試行を実施する。



1.3 本ガイドラインの概要

本運用ガイドラインは、「本省運用ガイドライン」に基づき、工事の品質確保を図る上でのガイドラインを示し、総合評価落札方式の適用工事を対象として、その実施手順や評価項目等についての基本事項を定め、総合評価落札方式の適切な運用を図るためにとりまとめたものである。

よって、東北地方整備局における総合評価落札方式（二極化）の対象工事を前提にとりまとめており、あくまでも一般的な例として記載しているものであることから、個々の工事における評価項目の設定等については、技術特性や地域特性に応じて適正に設定するものである。

東北地方整備局直轄工事における総合評価落札方式においては、担い手確保、働き方改革等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。その実施状況等を踏まえつつ、総合評価委員会等において、計画的にPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、「効果が検証された取組への移行」、「全国試行移行」、「改良」、「継続」、「統廃合」等を適宜判断するものである。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や様々な状況等を踏まえて、必要に応じて、適宜見直し改善を図っていくものであることを申し添える。

<参考>

- ◇「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月）
- ◇「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（平成17年9月）
- ◇「公共工事における総合評価落札方式活用検討委員会報告～総合評価方式の適用の考え方～」（平成19年3月）
- ◇「総合評価方式の改善に向けて ～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」（平成20年3月）
- ◇「公共工事における総合評価落札方式活用検討委員会 平成20年度とりまとめ」（平成21年3月）
- ◇「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年3月）
- ◇「同種工事、より同種性の高い工事の設定例」（平成25年3月）

1.4 用語の定義

用語	内容
総合評価落札方式	価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式
総合評価タイプ	総合評価落札方式のタイプには、「施工能力評価型（Ⅰ型）」、「施工能力評価型（Ⅱ型）」、「技術提案評価型（S型）」、「技術提案評価型（A型）」等がある。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 $\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}$ ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。 要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
施工体制評価点	入札説明書等に記載された要求案件を実現できる施工体制であるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
技術提案	技術提案には、標準案とVE提案がある。標準案とは、図面及び仕様書等の設計図書に示された施工方法等であり、これと異なる施工方法等に関する提案をVE提案という。
施工体制確認型	調査基準価格を下回って入札した者に対して、施工体制が確実に確保できるかを審査するもの。
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も高い者を落札者とする。 評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下単に「直轄工事」という。）における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
基準評価値	標準点100点を予定価格で除した数値。

2. 総合評価実施手順

2.1 総合評価のタイプと加算点の設定

2.1.1 総合評価タイプ

総合評価のタイプは、施工能力評価型、技術提案評価型の各タイプがある。

(1) 施工能力評価型（Ⅰ型）

工事難易度Ⅲ以下、かつ予定価格3億円以上8.1億円未満の工事において、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を求める場合に適用するもので、施工計画の適切性審査（可・不可）、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価により行う。

(2) 施工能力評価型（Ⅱ型）

工事難易度Ⅲ以下、かつ予定価格3億円未満の工事において、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を求める場合に適用するもので、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価により行う。

(3) 技術提案評価型（S型）

工事難易度Ⅱ～Ⅵ、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めること及び生産性の向上を期待する場合に適用するもので、構造物の性能向上、安全対策、交通・環境への影響、工期短縮、生産性の向上等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価により行う。

技術提案評価型（S型）に対する適用の考え方を、技術提案評価型（A型）と合わせて「表2-1」に示す。

(4) 技術提案評価型（A型）

工事難易度Ⅵ以上と工事難易度が高いなど、技術提案評価型（A型）を適用する工事については、3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型）があり、それぞれの技術提案評価型（A型）に対する適用の考え方を「表2-1」に示す。

Ⅰ型及びⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な工事の場合であり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、Ⅲ型は、発注者が詳細（実施）設計を実施するが、高度な施工技術や特殊

な施工法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することに期待する場合に適用するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

また、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の一般的な技術提案のみを求めることも可能である。その場合には技術提案評価型（A型）ではなく、技術提案評価型（S型）を適用することが基本となる。

なお、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することのないように留意する。

詳細については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成25年3月（令和5年3月改訂）国土交通省）」を参照すること。

【 表 2 - 1 総合評価のタイプの分類と適用 】

	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			
	施工能力評価型		技術提案評価型			
予定金額	3億円未満	3億円以上8.1億円未満	WTO対象、WTO以外	WTO対象		
難易度	Ⅲ以下		Ⅱ～Ⅵ	Ⅶ以上		
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	求めない (実績のみで評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とすることも可)	配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

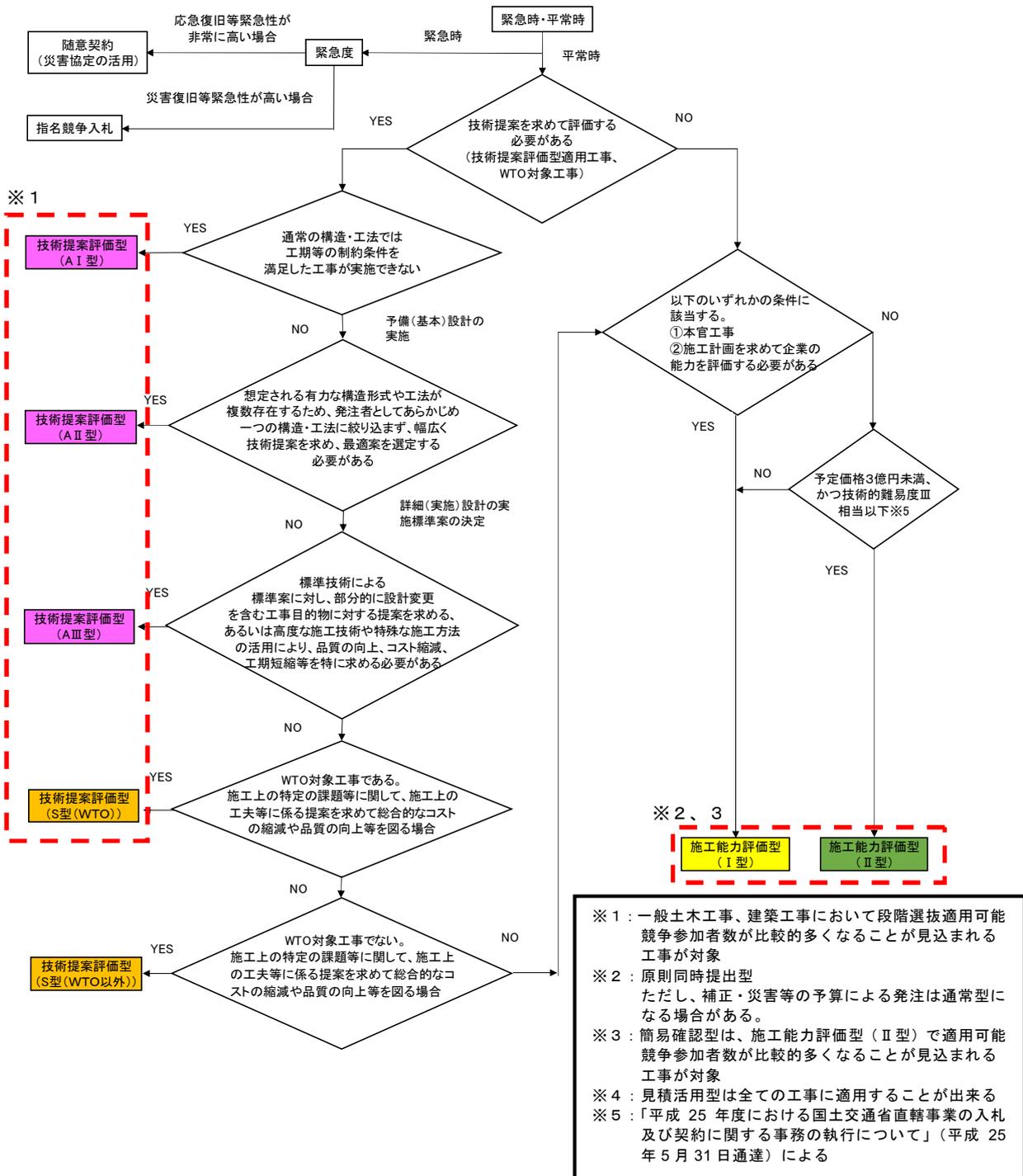
2.1.2 総合評価の適用

総合評価のタイプの適用にあたっては、「図2-1 総合評価落札方式タイプ別確認資料提出区分選定フロー」及び「図2-2 総合評価落札方式タイプ適用図」を参考に適用するものとする。

ただし、施工能力評価型は一般競争入札（WTO対象）には適用しないものとする。

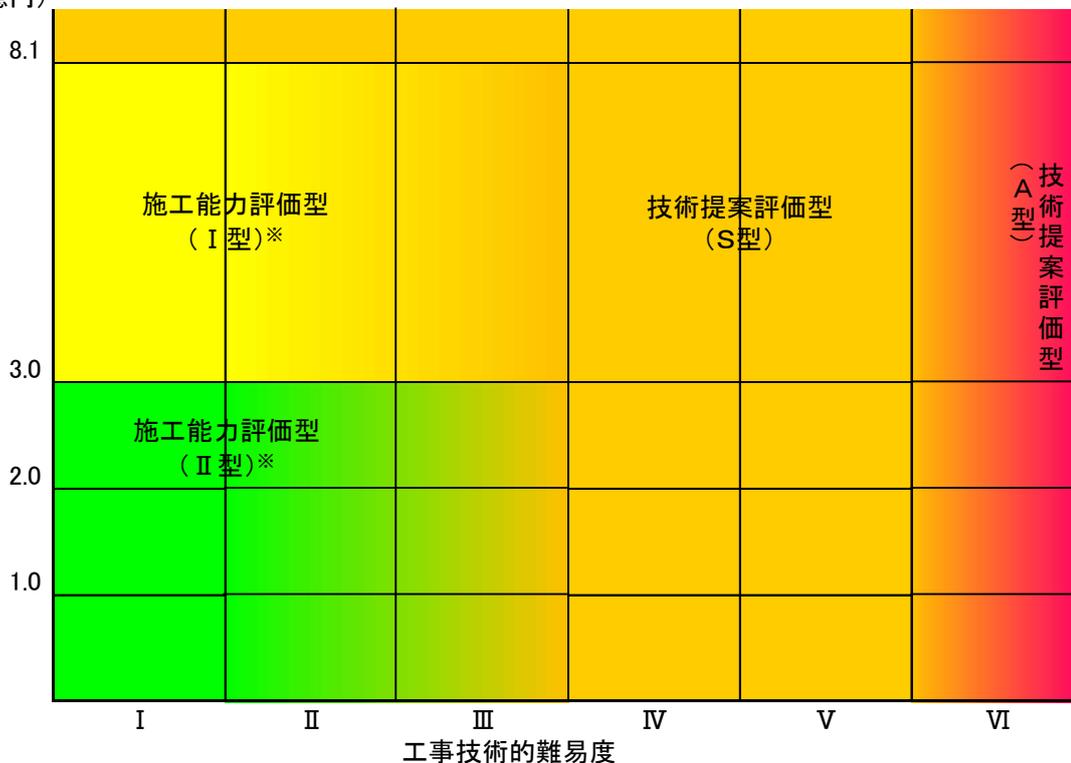
また、設計施工一括方式（デザインビルド方式。以下「DB方式」という。）の場合は、技術提案評価型（A型）とする。

【 図2-1 総合評価落札方式タイプ別確認資料提出区分選定フロー 】



【 図 2-2 総合評価落札方式タイプ適用図 】

工事規模(予定価格)
(億円)



※難易度に応じてS型の適用も可能

○ 工事技術的難易度評価の手順

工事技術的難易度の評価は次の手順により行うものとする。

手順 1. 小項目の評価

表 2-2 の各小項目の評価は、表 2-3 の評価対象事項を基に各小項目の評価を A、B、C で行う。

手順 2. 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 1 の小項目ごとの評価結果から、「表 2-4 大項目判定基準」に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、「表 2-2」に記入する。

手順 3. 工事の技術的難易度の判定

工事の技術的難易度評価判定は、大項目の評価結果から、「表 2-5」の判定基準により、当該工事の「易・やや難・難」の判定をする。

【 表 2 - 2 工事技術的難易度評価表 】

工事技術的難易度評価表

令和〇〇年〇〇月〇〇日作成
地方整備局〇〇河川国道事務所

入札契約方式				契約金額 (最終)	
工事名				工期 (最終)	~
負担行為件名コード				CORINS登録番号	
請負業者名				工事種別コード	
大項目	評価項目		評価	評価内容	
	評価	小項目			
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
工事区分				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

【小項目の評価表】以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する
「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な
「条件・状況」

※ 評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

【 表 2 - 3 工事難易度評価の小項目別運用表 】

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物等の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中構造物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民に対する騒音、振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上で交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

【 表 2 - 4 大項目判定基準 】

大項目評価	小項目評価	個数
A	・対象大項目に対する各小項目にA判定が1個以上ある。	
B	・対象大項目に対する各小項目にB判定が1個以上あり、かつ、A判定がない。	
C	・対象大項目に対する各小項目にA判定若しくはB判定がない。	

【 表 2 - 5 「易・やや難・難」判定基準 】

「易、やや難、難」の判定	大項目評価	判定
難	・大項目の評価にA判定が2個以上ある。	
	・大項目の評価にA判定が1個あり、かつ、B判定が4個以上ある。	
	・大項目の評価にA判定が1個あり、かつ、B判定が3個以下の場合にも工事特性により「難」と判定してもよい。	
やや難	・大項目の評価にB判定が1個あり、かつ、A判定がない。	
	・大項目の評価にA判定が1個以上あり、かつ、B判定が3個以下である。	
易	・大項目の評価にA判定若しくはB判定がない。	

【 表 2 - 6 工事区分別工事難易度対応表 】

1.土木工事

(予定価格が3億円以上8.1億円未満の場合(WTO以外))

事業区分	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1.河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易 I型	やや難 S型	難 S型	
2.海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			
	突堤、護岸提		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型		
3.砂防・地滑り	流路工、維持管理	易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			
	砂防ダム、斜面对策		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型		
4.ダム	維持管理	易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			
	転流トンネル			易 I型	やや難 S型	難 S型	
	堤体工				易 S型	やや難 S型	難 S型 A型※
5.道路	舗装、道路付属物施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シート、維持管理	易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝、CAB		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易 I型	やや難 S型	難 S型	
	トンネル(沈理工法)				易 S型	やや難 S型	難 S型 A型※
6.公園		易 I型	やや難 I型 S型	難 S型			

凡例
■ A型 技術提案評価型A型
■ S型 技術提案評価型S型
■ I型 施工能力評価型I型

※ 工事特性に応じて技術提案評価型A I型・A II型・A III型から選定

1.土木工事

(予定価格が3億円未満の場合)

事業区分	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1.河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易 II型	やや難 II型 S型	難 S型		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易 II型	やや難 S型	難 S型	
2.海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			
	突堤、護岸提		易 II型	やや難 II型 S型	難 S型		
3.砂防・地滑り	流路工、維持管理	易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			
	砂防ダム、斜面对策		易 II型	やや難 II型 S型	難 S型		
4.ダム	維持管理	易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			
	転流トンネル			易 II型	やや難 S型	難 S型	
	堤体工				易 S型	やや難 S型	難 S型 A型※
5.道路	舗装、道路付属物施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シート、維持管理	易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝、CAB		易 II型	やや難 II型 S型	難 S型		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易 II型	やや難 S型	難 S型	
	トンネル(沈理工法)				易 S型	やや難 S型	難 S型 A型※
6.公園		易 II型	やや難 II型 S型	難 S型			

凡例
■ A型 技術提案評価型A型
■ S型 技術提案評価型S型
■ II型 施工能力評価型II型

※ 工事特性に応じて技術提案評価型A I型・A II型・A III型から選定

2.1.3 施工体制確認型の適用

施工体制確認型は、予定価格が1千万円以上の全ての競争入札総合評価落札方式で発注する工事に適用する。

2.1.4 タイプ毎の最大加算点

【施工体制確認型を適用する場合】

施工体制確認型の加算点は、以下を標準とする。

- ① 施工能力評価型（I・II型）の加算点の最高点数は、43点を標準とする。
- ② 技術提案評価型（S型）の加算点の最高点数は、64点を標準とする。
- ③ 技術提案評価型（S型（WTO 一般土木A・B、建築A・Bで段階的選抜方式を適用しない場合））の加算点の最高点数は、65点を標準とする。
- ④ 技術提案評価型（A型）の加算点の最高点数は、75点を標準とする。
- ⑤ 参加者確認型契約方式（試行）の加算点の計上はしない。

※参加者確認型契約方式（試行）を適用する工事において、特定予定者以外に応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、指名競争（施工体制確認型総合評価落札方式）を実施するものである。

【施工体制確認型を適用しない場合】

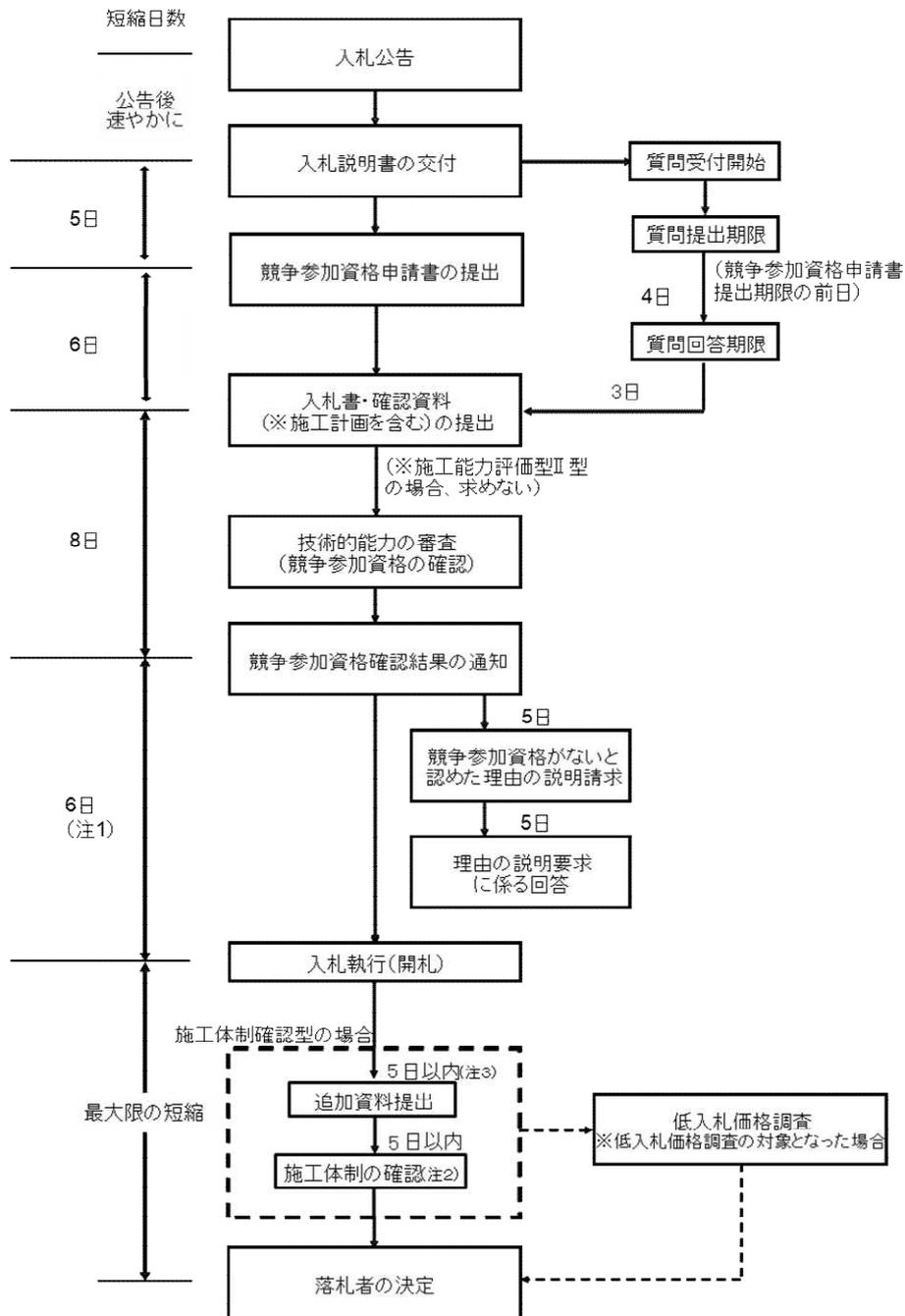
施工体制確認型を適用しない場合は、以下のとおりとする。

- ① 施工能力評価型（I・II型）の加算点の最高点数は、32点を標準とする。

2.2 総合評価落札方式の全体フロー

以下に「施工能力評価型」及び「技術提案評価型」の一般的な手続きのフローを「図2-3」から「図2-11」に示す。

【 図2-3 施工能力評価型(同時提出型)のフロー 】



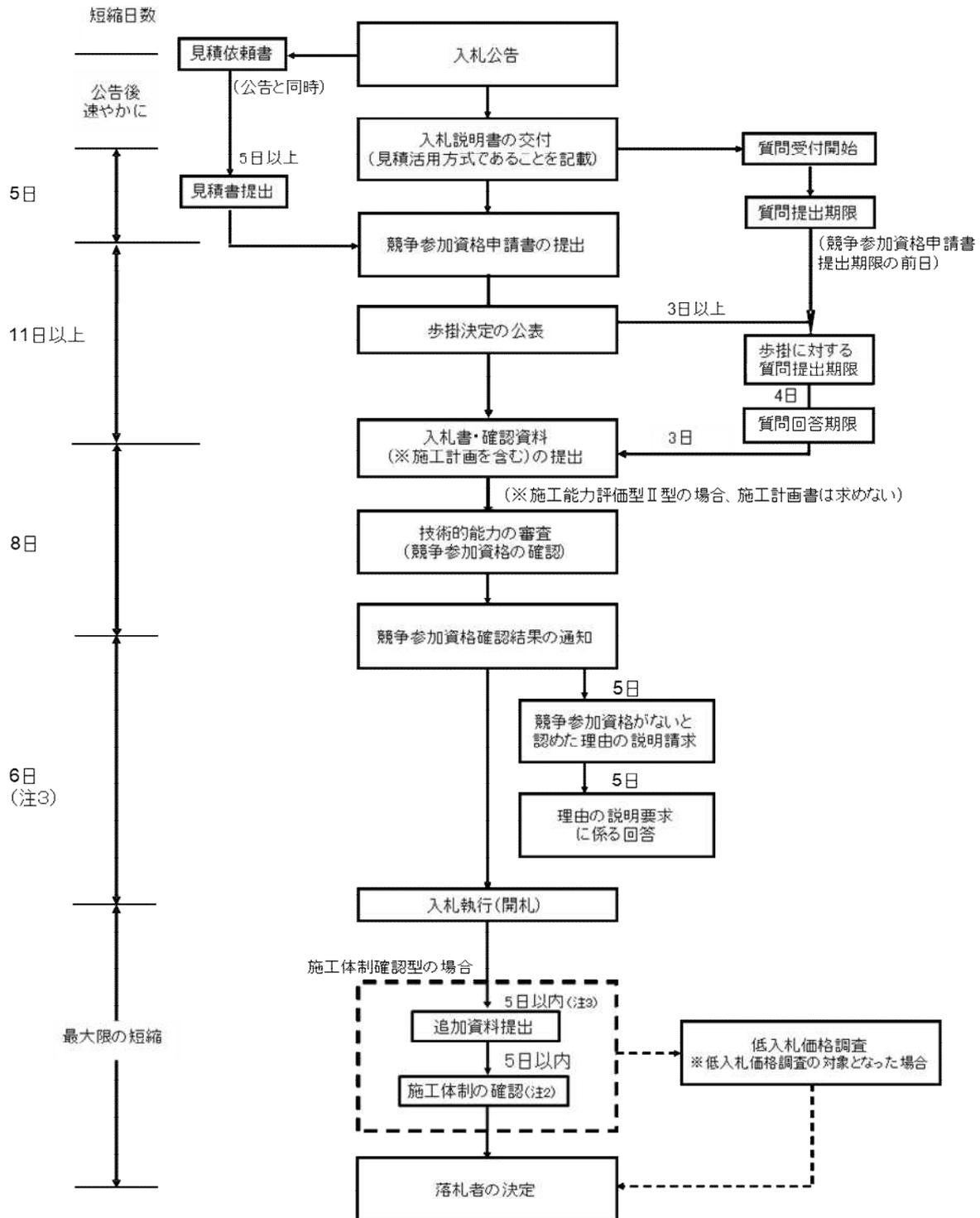
上記日数は土曜日、日曜日、祝日等含まない。

(注1) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(注2) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。

(注3) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

【 図2-4 施工能力評価型(同時提出型+見積活用型)のフロー 】



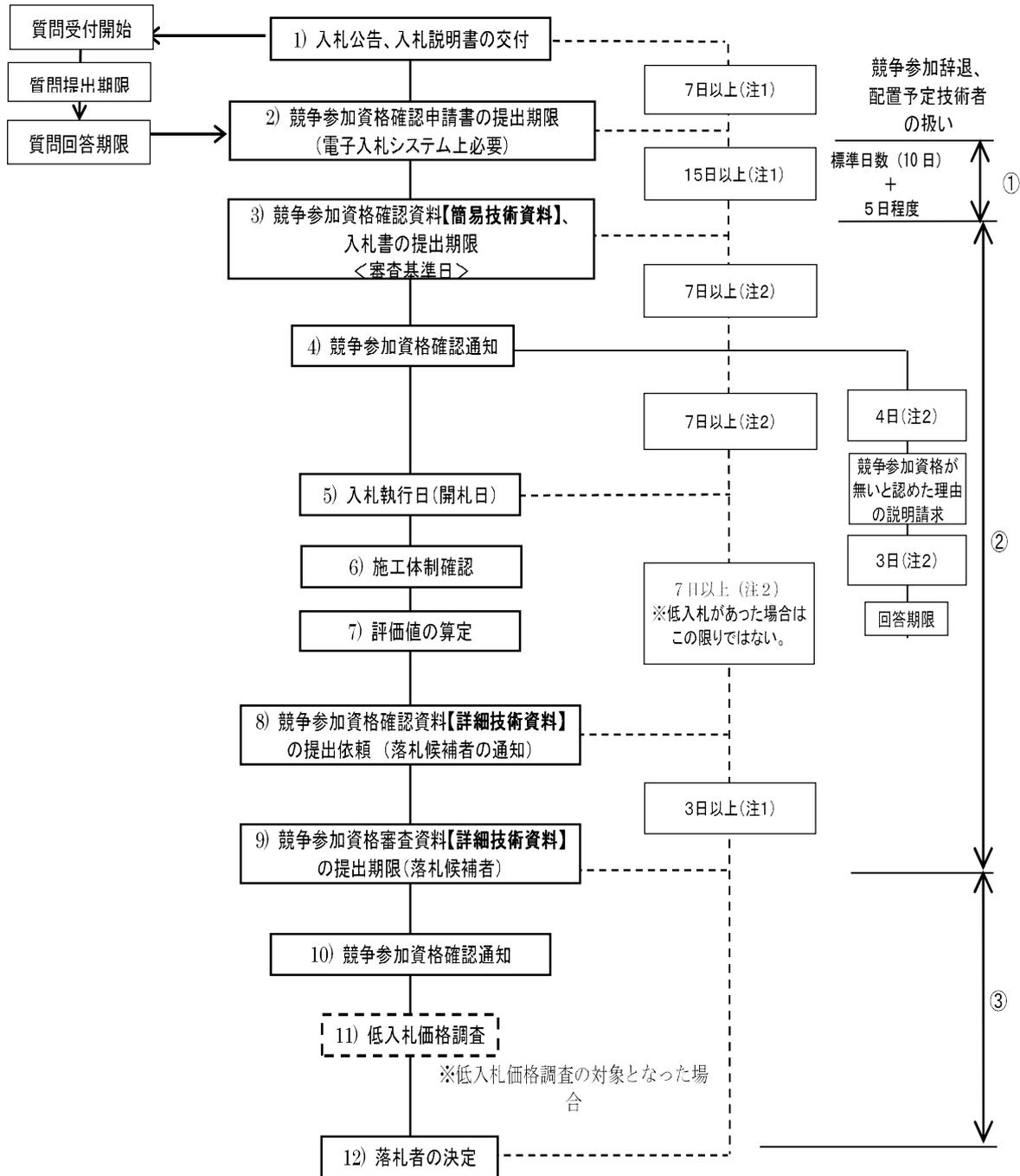
上記日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注1) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(注2) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。

(注3) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

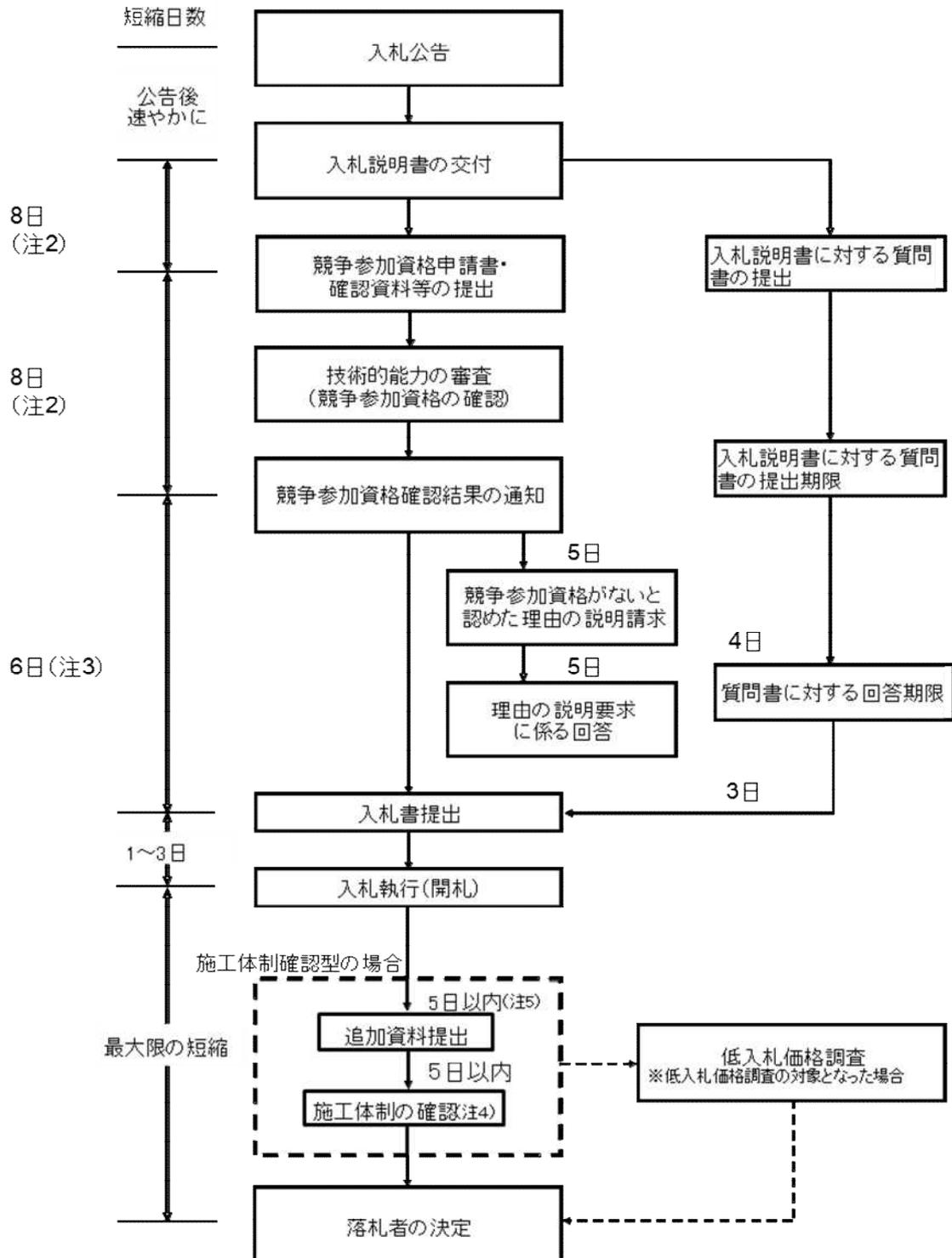
【図2-5 施工能力評価型（同時提出型+簡易確認型）のフロー】



(注1)日曜日、土曜日、祝日等を含まない

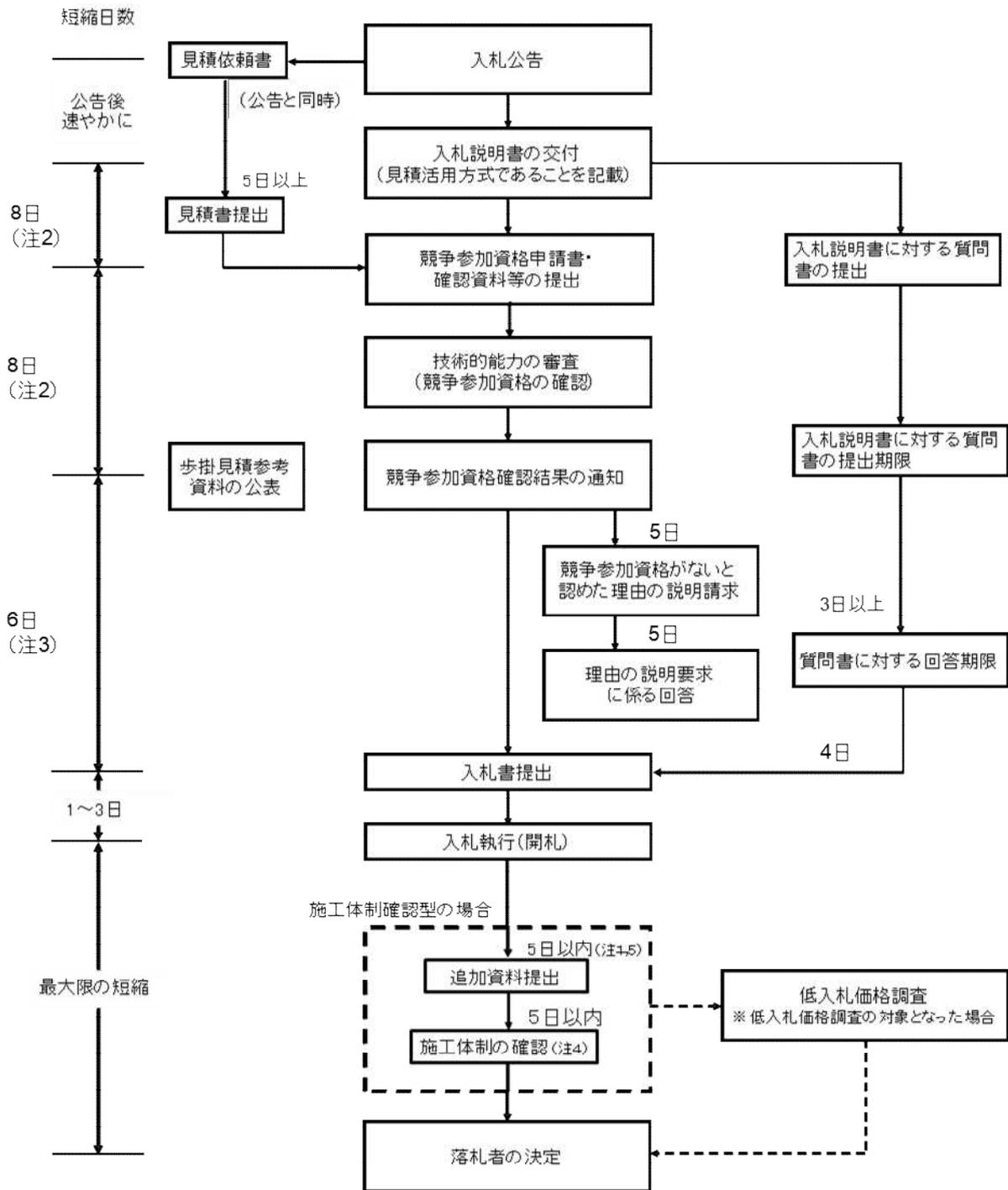
(注2)日曜日、土曜日、祝日等を含む

【 図2-6 施工能力評価型(通常型)のフロー 】



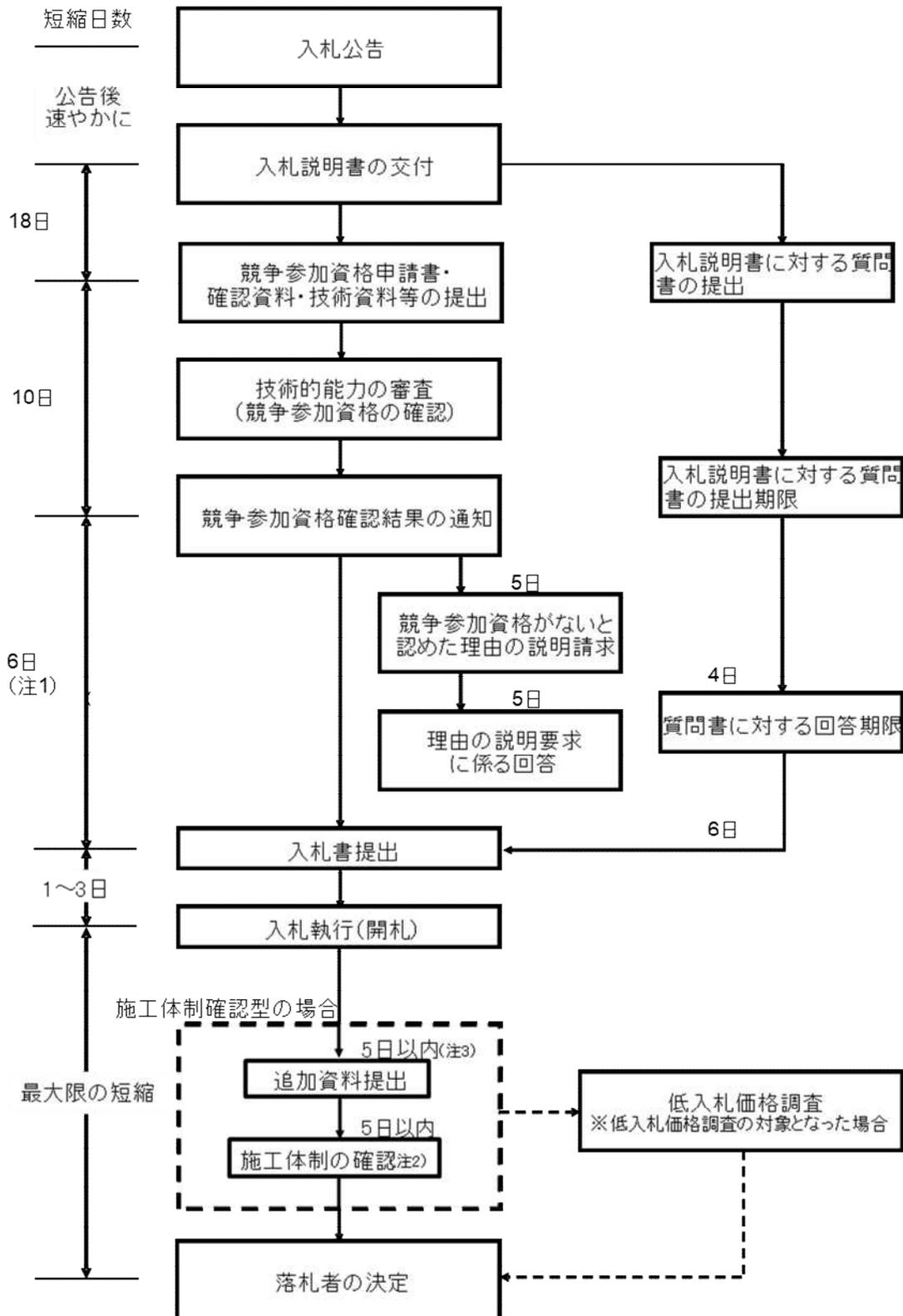
- (注1) 上記日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない
- (注2) 施工能力評価型II型の場合、標準時刻は5日以上とする。
- (注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。
- (注4) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。
- (注5) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

【 図2-7 施工能力評価型(通常型+見積活用型)のフロー 】



- (注1) 上記日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない
 (注2) 施工能力評価型II型の場合、標準的には5日以上とする。
 (注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。
 (注4) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。
 (注5) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

【 図2-8 技術提案評価型(S型(WTO以外)のフロー) 】



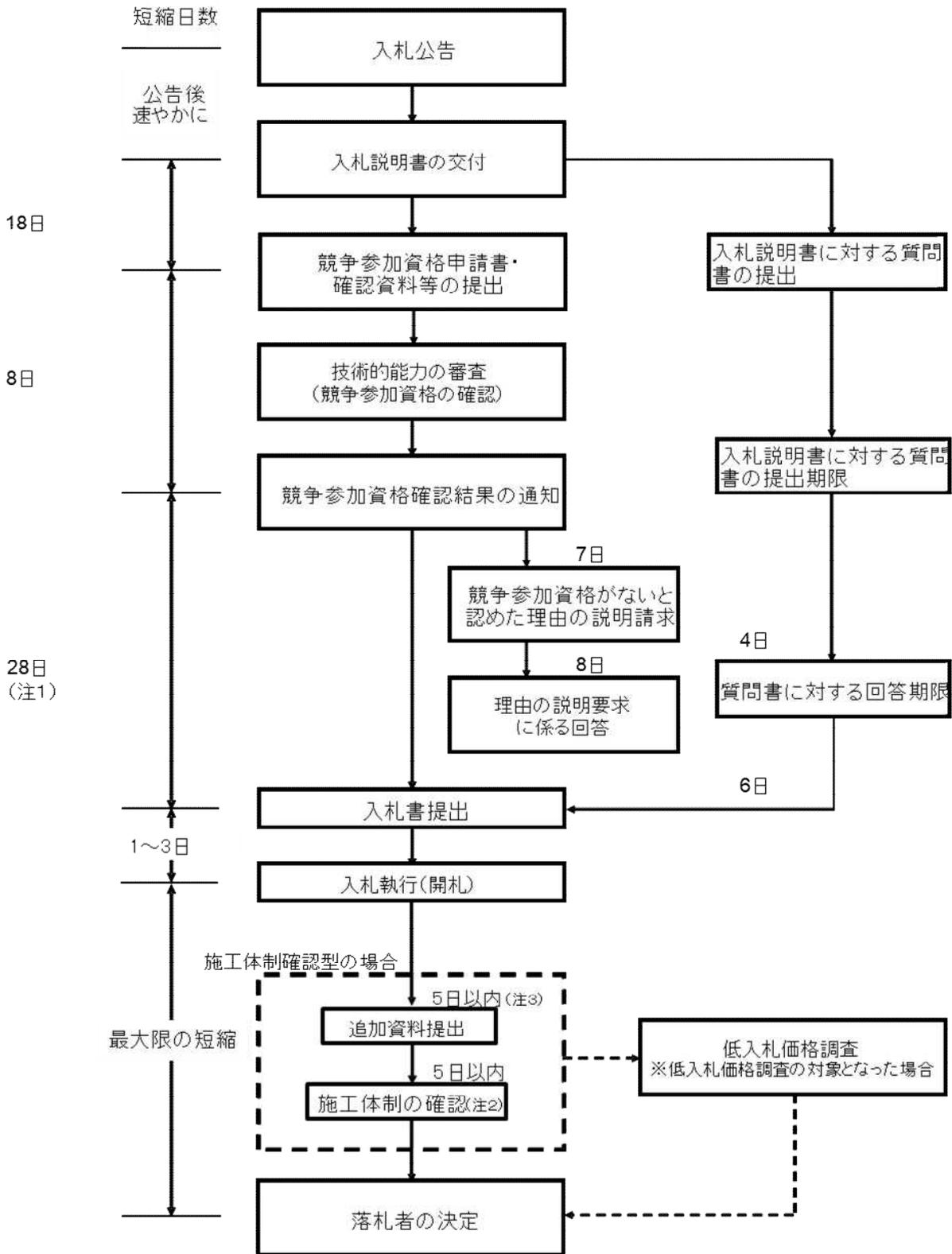
上記日数は土曜日、日曜日、祝日等含まない

(注1) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(注2) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。

(注3) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

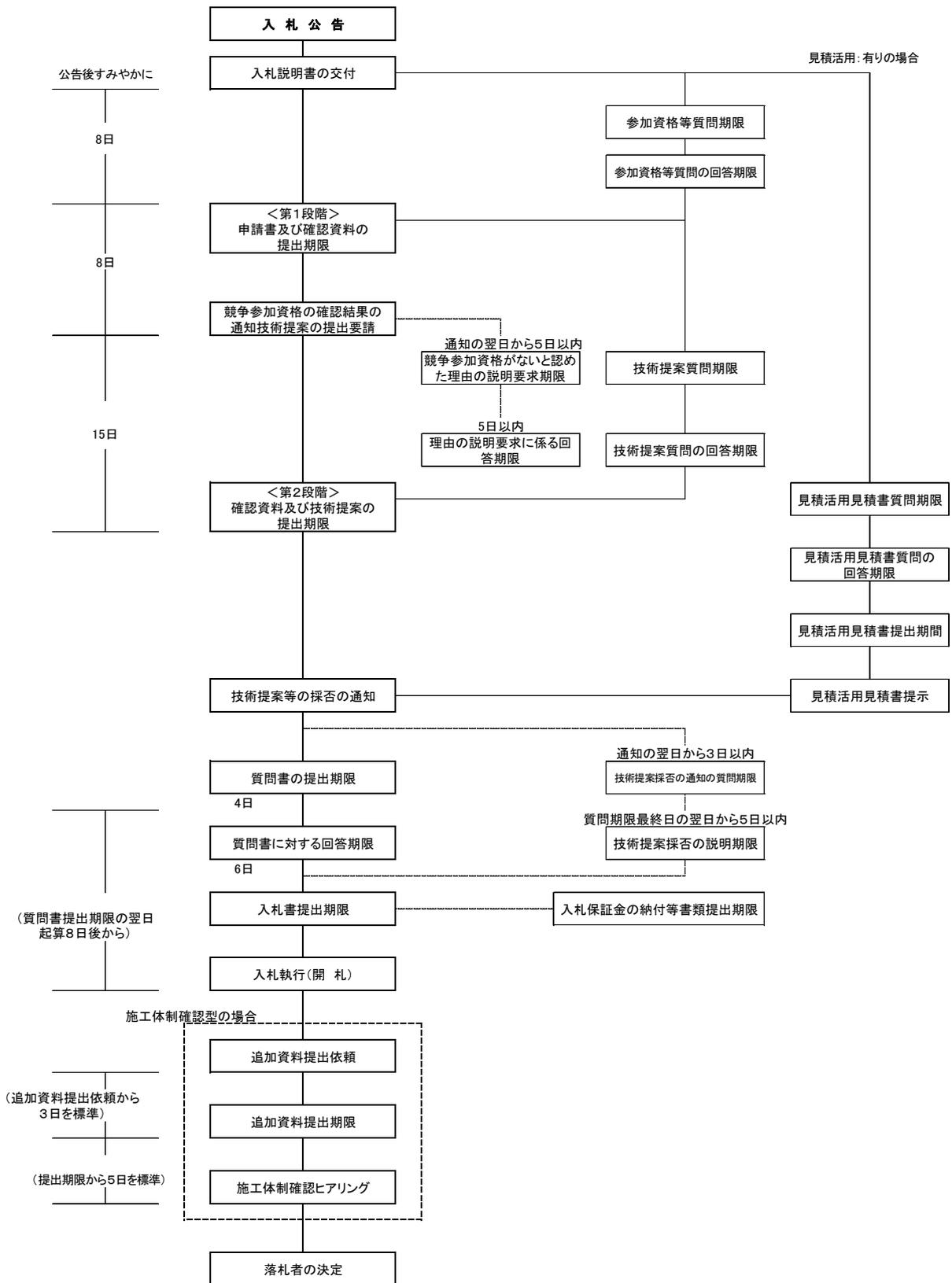
【 図2-9 技術提案評価型(S型(WTO))のフロー 】



上記日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない

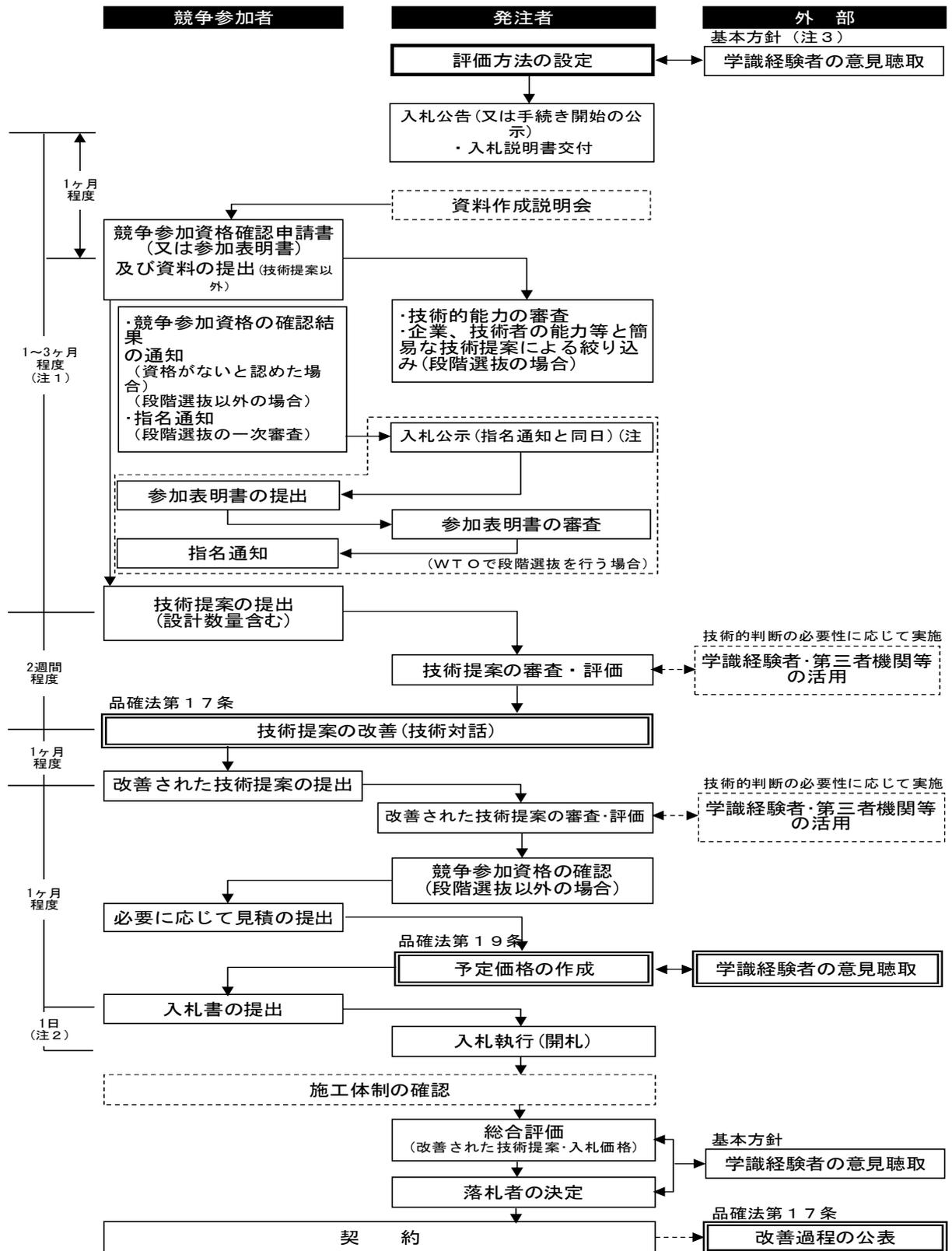
- (注1) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。
- (注2) 落札者決定のための入札・契約手続運営委員会については、必要に応じて開催するものとする。
- (注3) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とする。

【 図2-10 段階的選抜方式(WTO)フロー 】



(注)上記日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

【 図2-11 技術提案評価型(A型)のフロー 】



注1 A I型及びA II型の場合は2～3ヶ月程度、A III型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、A III型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注3 基本方針：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定)

注4 WTOで段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第7条1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注 競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求められることができるものとし、当該説明要求申立て期間(7日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

2.3 施工計画に関する事項

競争参加資格として施工能力評価型（I型）の総合評価方式を採用する工事に対して、「簡易な施工計画」（以下、「施工計画」という。）の適切性について審査を行う。

2.3.1 施工計画

総合評価における施工計画の取り扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 施工計画のテーマ選定及びテーマ数

発注者の示す仕様書どおりに施工する上での「施工計画の適切性」について審査するものとし、「技術的所見、施工上配慮すべき事項」について、下記より1テーマを設定する。

- ① 工程管理に係る技術的所見
- ② 材料の品質管理に係る技術的所見
- ③ 施工上の課題に係る技術的所見
- ④ 施工上配慮すべき事項

発注者指定型のICT活用工事の場合は、下記のテーマを設定する。

- ⑤ ICT活用等による生産性向上に資する事項

(2) 指定テーマの記述量

記述量は、A4版片面1枚とし、文字ポイント数は10ポイント以上とする。記述文字数、行数等の制限は行わない。

2.3.2 施工計画の適否

施工能力評価型（I型）において、施工計画は、「競争参加資格要件」であり、未提出（未記入を含む。）の場合、指定枚数を超過した場合、求めるテーマ以外の記述の場合及び求めるテーマに該当する記載内容であっても、東北地方整備局制定共通仕様書及び関係法令等の条件に明らかに違反しているものは、競争参加資格を認めないことがある。

【競争参加資格を認めないケース】

- ① 関係法令や諸規定等に関する遵守違反の場合
- ② 設計図書に示す条件を満たさない場合、共通仕様書等の基準に満たない場合
- ③ 目的物の主たる部分について、重大な品質低下を招くような施工方法の場合
- ④ 当該工事と関連のしない他の工事箇所等における提案の場合
- ⑤ その他、技術審査会において不相当と判断された場合等

2.4 技術提案に関する事項

技術提案評価型では、工事技術的難易度評価の結果に基づき、更なる品質向上を図る必要のある事項について特定のテーマを設定し、技術提案を求める。

テーマ設定数は、技術提案評価型（S型）では2テーマを標準とするが、当該工事の課題・難易度に応じて3テーマの設定も可能とする。

2.4.1 工事技術的難易度評価表に基づく指定テーマ設定

「表2-2 工事技術的難易度評価表」の評価結果を踏まえ、①ICT活用等による生産性向上に資する技術提案より指定テーマを1つ設定。①以外に、工事特性に応じて、②総合的なコストの縮減に関する技術提案、③工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、④社会的要請への対応に関する技術提案の中から指定されたテーマ数により設定する。

2.4.2 指定テーマに対する提案項目数の設定

指定テーマに対する提案項目数については、上記①については、1提案。それ以外に、上記②～④のうち指定されたテーマの工事規模や工事難易度に応じて、2～4提案の選択を可能とし、合計3～5提案として設定する。

なお、超過した記述数については、評価しない（超過した提案については、評価しないとともに実施（履行）の義務は発生しないものとする。）。

提出資料枚数については、提案項目が3提案の場合はA4版で技術提案書（鏡）1枚及び技術提案書1枚の合計2枚以内、技術提案項目が4提案以上の場合はA4版で技術提案書（鏡）1枚及び技術提案書2枚の合計3枚以内とすること。

文字ポイントについては、12ポイントとし、文字数については、各提案1項目で最大全角800文字とし、それを超えた場合は評価しない。なお、余白は上下10mm、左15mm、右10mmとし、50列×16行を固定とする。

2.4.3 技術提案の評価方法

技術提案に関する得点評価については、以下に掲げる方法で評価することを基本とし、工事特性やこれまでの実績等を踏まえ、適切な方法を選択し、評価する。

(1) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、最大提案数（例えば最大5提案）を指定し、優／良／可で評価を行い、獲得ポイントに応じて得点を与える方式。

この場合、標準的には、技術提案の加算点の満点が30点の場合、提案ごとに、3段階で評価することを基本とし、4段階以上で評価することもできるものとする。

(2) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。標準的な方法としては、発注者があらかじめ設定した最高の性能等の数値に満点（例：技術提案の加算点の満点が30点の場合は30点）を付与し、その他の入札参加者が提示した性能等の数値が最高の性能等の数値に対する割合に応じて按分した点数を付与する方式。ただし、最

低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する場合もある。

2.4.4 技術提案に関する留意事項

(1) 設計図書において協議事項とする事項への対応

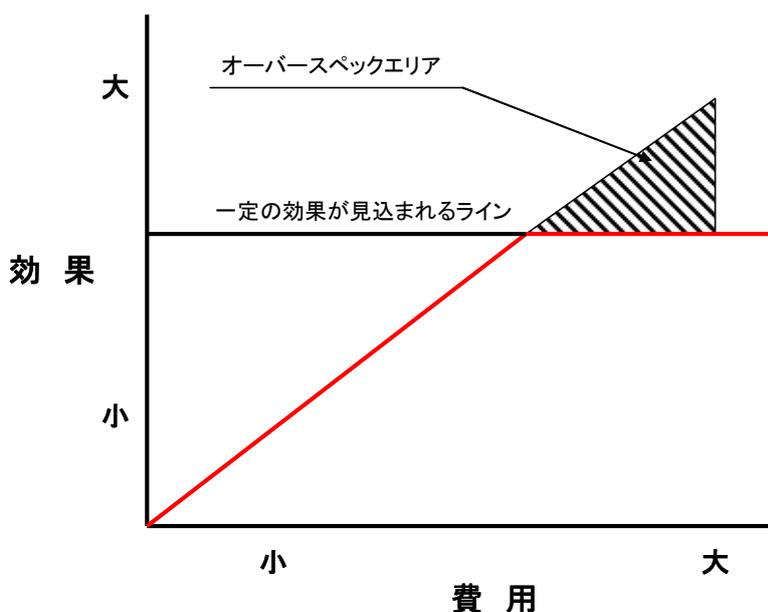
現場説明事項書等において、別途協議する事項については、技術提案の対象としない。

(2) 過度なコスト負担を要する技術提案に関する評価

提案された技術提案のうち、過度にコスト負担を要する技術提案がなされた場合においては、過度にコスト負担を要しない提案よりも優位な評価はしない。

具体的には、技術提案の目的が同一であって、品質確保等において一定の効果を発揮する提案内容については、提案実施に要する経費の大小によって評価の差をつけるといった優位な評価は行わないものとする。

【 図2-12 オーバースペックのイメージ 】



(3) 複数提案に関する評価

技術提案について、技術提案を1つ示すこととは、1つの着眼点に対して1つの技術提案を提案内容の欄に記載することをいう。提案内容について複数記述した場合は、複数記述した記述欄をより優位に評価しない。ただし、提案内容をより効率的、効果的に行うための付帯技術は、1つまで記載できるものとする。

2.5 総合評価における評価項目、加算点及び評価基準の設定

2.5.1 評価項目及び加算点

総合評価における技術力に係る評価については、当該工事の規模及び技術的難易度に
 応じて、技術提案、企業の能力等（地域貢献等を含む）、技術者の能力等のそれぞれに
 係る評価項目及び加算点を総合評価タイプ別に設定するものとする。

(1) 施工能力評価型（I・II型）

総合評価対象 43点(32点)		
企業の能力等 20点(15点) 地域貢献等	技術者の能力等 20点(15点)	賃上げの実施 に関する評価 3点(2点)

※（ ）内は、施工体制確認型を適用しない場合の点数

(2) 施工能力評価型（I型）のうち一般土木A・B等級又は建築A・B等級

総合評価対象 43点(32点)			
企業の能力等 20点(15点) 地域貢献等	WLB 評価 1点	技術者の能力等 20点(15点)	賃上げの実施 に関する評価 3点(2点)

(3) 技術提案評価型（S型（WTO以外））

1) 一般土木、建築以外の工事種別

総合評価対象 64点			
技術提案 30点(30点)	企業の能力等 15点 地域貢献等	技術者の能力等 15点	賃上げの実施 に関する評価 4点

2) 一般土木A・B等級、建築A・B等級

総合評価対象 64点			
技術提案 30点(30点)	企業の能力等 15点 地域貢献等	WLB 評価 1点	技術者の能力等 15点
			賃上げの実施 に関する評価 4点

(4) 技術提案評価型（S型（WTO））

1) 一般土木、建築工事以外の工事種別

総合評価対象 64点	
技術提案 60点	賃上げの実施 に関する評価 4点

2) 技術提案評価型（一般土木A・B等級、建築A・B等級で段階的選抜方式を適用し ない場合）

総合評価対象 65点		
技術提案 60点	WLB 評価 1点	賃上げの実施 に関する評価 4点

(5) 技術提案型 (S型 (WTO)) 一般土木A・B等級、建築A・B等級 【段階的
選抜方式】)

1) 一次審査

総合評価対象 30点		
企業の能力等 15点	WLB 評価 1点	技術者の能力等 15点

2) 二次審査

総合評価対象 64点	
技術提案 60点	賃上げの実施 に関する評価 4点

(6) 技術提案評価型 (A型 (WTO))

1) 一般土木、建築以外の工事種別

総合評価対象 74点	
技術提案 70点	賃上げの実施 に関する評価 4点(3点)

2) 一般土木A・B等級、建築A・B等級

総合評価対象 75点		
技術提案 70点	WLB 評価 1点	賃上げの実施 に関する評価 4点(3点)

【参考】総合評価落札方式では評価値により落札者を決定するが、評価値を算定するた
めの技術評価点については、以下に示すとおりであり、標準点、加算点、施工体制
評価点の合計値である。なお、評価値については、3. 落札者の決定で後述する。

施工能力評価型 I・II型:	標準点:100点	+	加算点43	+	施工体制評価点:30点	=	技術評価点:173点
技術提案評価型(S型(WTO以外)):	標準点:100点	+	加算点64	+	施工体制評価点:30点	=	技術評価点:194点
技術提案評価型(S型(WTO)):	標準点:100点	+	加算点64	+	施工体制評価点:30点	=	技術評価点:194点
技術提案評価型(S型(WTO 一般土木A・B、建 築A・Bで段階的選抜方式を適用しない場合)):	標準点:100点	+	加算点65	+	施工体制評価点:30点	=	技術評価点:195点
技術提案評価型(A型):	標準点:100点	+	加算点75	+	施工体制評価点:30点	=	技術評価点:205点

※標準点：発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。

※加算点：「技術提案」、「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「ワーク・ライフ・バラ
ンス評価項目となる制度の認定」、「賃上げの実施に関する評価」の点数の
合計。

※施工体制評価点：入札説明書に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査評
価し、その確実性に応じて付与される点数。

＜タイプ別の標準的な評価項目及び配点＞

【 表 2-7-1 施工能力評価型（I 型）】

分類	評価項目	配点	小計	
1	①施工計画	可・不可		
2 企業 の 能力 等	①企業の施工実績（海外認定・表彰制度に海外実績含む）	5点	27～21点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	②工事成績評定点	5点		
	③若手技術者（40歳以下）又は、女性技術者の配置※1	2点		
	④表彰（優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞）	2点		
	⑤表彰（SAFETY・安全表彰）	1点		
	⑥本工事における新技術活用の取り組みの有無（新技術導入促進（I型））※2	1点		
	⑦ICTの全面的な活用（ICT舗装、ICT舗装工（修繕工））の有無 ※3	2点		
	⑧登録基幹技能者等の配置の有無	1点		
	⑨(A) 地理的条件 a) 本支店、営業所の所在地	2点		
	⑨(B) 地域精通度 ・貢献度	a) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
		b) 地域防災への協力体制		1点
c) 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の有無 ※4		1点		
⑩ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定 ※5	1点			
3 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験（海外認定・表彰制度による海外実績含む）	7点	26～23点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	②難工事指定工事の施工経験	1点		
	③工事成績評定点	7点		
	④優良工事表彰・優良工事技術者表彰及び海外認定・表彰制度の表彰	4点		
	⑤継続教育（CPD）の取り組み状況	2点		
	⑥ICT活用工事証明書の有無	2点		
	⑦舗装施工管理技術者の有無 ※6	1点		
	⑧河川技術者の資格の有無 ※7	2点		
4	①賃上げの実施を表明した企業等	3点	3点	

※1：若手・女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として配置する試行工事の場合は選択する。選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※2：施工能力評価型（I 型）のうち、NETIS登録技術等を活用する場合は選択する。選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※3：「ICTの全面的な活用（ICT舗装、ICT舗装工（修繕工））の有無」を選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※4：一般土木工事の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※5：一般土木工事A等級・B等級又は建築工事A等級・B等級の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※6：「アスファルト舗装工事」の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※7：「河川維持工事」の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

注) 企業の能力評価の加算点最高点は20点に換算する。

換算後の加算点

$$= \text{加算点最高点}(20\text{点}) / \text{評価項目の満点}(27\sim 21\text{点}) \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

注) 技術者の能力評価の加算点最高点は20点に換算する。

換算後の加算点

$$= \text{加算点最高点}(20\text{点}) / \text{評価項目の満点}(26\sim 23\text{点}) \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

【 表 2-7-2 施工能力評価型(Ⅱ型) 】

分類	評価項目	配点	小計	
1 企業 の 能力 等	①企業の施工実績(海外認定・表彰制度に海外実績含む)	5点	25～20点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	②工事成績評定点	5点		
	③若手技術者(40歳以下)又は、女性技術者の配置※1	2点		
	④表彰(優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞)	2点		
	⑤表彰(SAFETY・安全表彰)	1点		
	⑥ICTの全面的な活用(ICT舗装、ICT舗装工(修繕工))の有無 ※2	2点		
	⑦登録基幹技能者等の配置の有無	1点		
	⑧(A) 地理的条件	a)本支店、営業所の所在地		2点
	⑧(B) 地域精通度 ・貢献度	a)災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
b)地域防災への協力体制		1点		
c)河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の有無 ※3		1点		
2 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験(海外認定・表彰制度による海外実績含む)	7点	26～23点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	②難工事指定工事の施工経験	1点		
	③工事成績評定点	7点		
	④優良工事表彰・優良工事技術者表彰及び海外認定・表彰制度の表彰	4点		
	⑤継続教育(CPD)の取り組み状況	2点		
	⑥ICT活用工事証明書又は週休2日実施証明書の有無	2点		
	⑦舗装施工管理技術者の有無 ※4	1点		
	⑧河川技術者の資格の有無 ※5	2点		
3	①賃上げの実施を表明した企業等	3点	3点	

※1：若手・女性技術者を主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として配置する試行工事の場合は選択する。選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※2：「ICTの全面的な活用(ICT舗装、ICT舗装工(修繕工))の有無」を選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※3：一般土木工事の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※4：「アスファルト舗装工事」の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※5：「河川維持工事」の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

注) 企業の能力評価の加算点最高点は、20点に換算する。

換算後の加算点

$$= \text{加算点最高点}(20\text{点}) / \text{評価項目の満点}(25\sim 20\text{点}) \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

注) 技術者の能力評価の加算点最高点は20点に換算する。

換算後の加算点

$$= \text{加算点最高点}(20\text{点}) / \text{評価項目の満点}(26\sim 23\text{点}) \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

注) 施工体制確認型を適用しない場合は、2. 5. 1()の加算点に換算する。

【 表 2 - 8 技術提案評価型（S型（WTO以外））】

分類	評価項目	配点	小計	
1	①技術提案	30点	30点	
2 企業 の 能力 等	①企業の施工実績(海外認定・表彰制度に海外実績含む)	4点	18～14点 換算後の加算点 15点 ^{注)}	
	②工事成績評定点	4点		
	③若手技術者(40歳以下)の配置	1点		
	④表彰(優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞)	2点		
	⑤表彰(SAFETY・安全表彰)	1点		
	⑥ICTの全面的な活用(ICT舗装、ICT舗装工(修繕工))の有無 ※1	2点		
	⑦登録基幹技能者等の配置の有無	1点		
	⑧(B) 地域精通度 ・貢献度	a) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績		1点
	⑨ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定 ※2	1点		
	⑩カーボンニュートラルの取組の有無※3	1点		
3 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験(海外認定・表彰制度による海外実績含む)	5点	18点 換算後の加算点 15点 ^{注)}	
	②難工事指定工事の施工経験	1点		
	③工事成績評定点	5点		
	④優良工事表彰・優良工事技術者表彰及び海外認定・表彰制度の表彰	3点		
	⑤継続教育(CPD)の取り組み状況	2点		
	⑥ICT活用工事証明書の有無	2点		
4	①賃上げの実施を表明した企業等	4点	4点	

※1 :「ICTの全面的な活用(ICT舗装、ICT舗装工(修繕工))の有無」を選択しない場合は項目を削除した配点とする。

※2 :一般土木工事A・B等級又は建築工事A・B等級の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

※3 :一般土木工事A・B等級、鋼橋上部、PC工事の場合にのみ選択する。その他の工種の場合は項目を削除した配点とする。

注) 企業の能力評価の加算点最高点は、S型は15点に換算する。

換算後の加算点(S型 WTO以外)

$$= \text{加算点最高点(15点)} / \text{評価項目の満点(18～14点)} \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

注) 技術者の能力評価の加算点最高点は、S型は15点に換算する。

換算後の加算点(S型 WTO以外)

$$= \text{加算点最高点(15点)} / \text{評価項目の満点(18点)} \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

【表2-9 段階的選抜方式（一次審査）S型（WTO）一般土木A・B等級、建築A・B等級】

分類	評価項目	配点	小計
1 企業 の 能力 等	①企業の施工実績（海外認定・表彰制度に海外実績含む）	7点 (5点)	18点 (18点) 換算後の加算点15 点 ^{注)}
	②工事成績評定点	5点	
	③表彰（優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞等、国土技術開発賞）	2点	
	④事業促進PPPまたはCMの実績 ※1	(2点)	
	⑤若手技術者（40歳以下）の配置	1点	
	⑥「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	1点	
	⑦ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定	1点	
	⑧カーボンニュートラルの取組の有無	1点	
2 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験（海外認定・表彰制度による海外実績含む）	9点	15点
	②工事成績評定点	6点	

※1：事業促進PPPまたはCMの実績評価については、特に工事マネジメントが必要な場合に選択する。
ものとし、選択した場合は()内の点数として評価する。

注) 上記については段階選抜（一次審査）のみに適用するものであり、施工能力評価型及び技術提案評価型（S型（WTO以外））とは異なるものである。

注) 一般土木工事において段階的選抜方式を適用することが出来る。

注) 競争参加者数が比較的多くなるが見込まれる工事を対象とする。

注) 各評価項目の評価基準は入札説明書によるものとする。

注) 企業の能力評価の加算点最高点は15点に換算する。

換算後の加算点

$$= \text{加算点最高点(15点)} \div \text{評価項目の満点(18点)} \times \text{評価項目の獲得点数}$$

換算後の加算点は、小数第2位を切捨てとする。

2.5.2 評価項目・配点及び評価基準のポイント

以下に、標準的な評価項目、配点及び評価基準について解説する。

(1) 施工計画の適切性

① 施工計画について<施工能力評価型>

品質管理、工程管理等について、施工上配慮すべき事項について評価する。

評価内容	判定基準
<p><施工能力評価型（I型）の記載例> ○○における○○工の材料の品質管理（または施工上の課題等） についての技術的所見。</p> <p><施工能力評価型（I型）のICT活用（発注者指定）の記載例> 施工の効率化や新技術の活用による生産性向上</p>	<p>可・不可 ※施工計画が適切であること</p>

※施工計画の審査は、施工能力評価型（I型）の競争参加資格確認段階で行う。

※契約後の実際の施工に際しては、施工計画に記載された内容を含めた施工計画書を作成し、それに基づく施工を行うものとする。

受注者の責により施工計画に記載された内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

※ICT活用等による生産性向上の取り組み評価については、最新の通知で試行対象工事を確認すること。

② 技術提案について<技術提案評価型>

生産性向上に資する技術提案及び工事の品質向上に資する技術提案を評価することを基本とする。

評価内容	評価基準
<p>1. ICT活用等による生産性向上に関する事項</p> <p>2. 総合的なコストに関する事項</p> <p>3. 工事目的物の性能・機能に関する事項</p> <p>4. 社会的要請に関する事項</p>	<p>技術提案の評価については、本ガイドライン「2.4.3技術提案の評価方法」及び「2.4.4技術提案に関する留意事項」を参照。</p>

※指定テーマ数と配点の関係は、入札説明書に記載すること。

(2) 企業の能力等

① 企業の施工実績

過去15年間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を評価する。
なお、申請書及び確認資料に添付した施工実績とする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
より同種性が高い工事(※1)の施工実績	5.0	4.0
同種性が認められる工事(※2)の施工実績	0.0	0.0

※1：競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模、寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事「より同種性の高い工事」の設定例については「同種工事、より同種性の高い工事の設定例（国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室（平成25年3月）」を参照。

（<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/>）

※2：競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

② 工事の成績評定点

東北地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注し、過去4年間に完成・引渡し完了した当該工事種別の平均工事成績評定点について評価する。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
80点以上	5.0	4.0
79点以上80点未満	4.0	3.5
78点以上79点未満	3.0	3.0
77点以上78点未満	2.0	2.5
76点以上77点未満	1.0	2.0
75点以上76点未満	0.5	1.0
75点未満	0.0	0.0

③-1 若手技術者（40歳以下）又は、女性技術者の配置

若手技術者（40歳以下）又は、女性技術者を主任（監理）技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として配置した場合には個人名、年齢、性別、配置期間、入札締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係を確認のうえ評価する。

また、若手技術者又は女性技術者として配置する場合は、現場代理人又は、主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間を配置しなければ加点点評価しない。

若手技術者と女性技術者との同時申請や40歳以下の女性技術者のような場合でも累積評価はしない。

なお、専任補助者との併用も評価しない。

若手技術者、女性技術者を配置すると申請し、受注者の責により配置されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

複数名の若手技術者（女性技術者）を配置予定とした場合、最低1名を配置すること。

評価基準	配点
	I・II型
配置有り	2.0
配置無し	0.0

③-2 若手技術者（40歳以下）の配置

若手技術者（40歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合には個人名、年齢、配置期間を確認のうえ評価する。

また、担当技術者として配置する場合は、主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間を配置しなければ加点点評価しない。

若手技術者（40歳以下）は本発注工事のみに従事するものとし、他工事との兼務は認めないものとする。

現場代理人または担当技術者として申請した若手技術者を途中交代する場合は、新たな技術者は入札時における審査及び評価の基準日において40歳以下の技術者を配置することとする。

若手技術者の配置を申請し、受注者の責により配置されない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行うものとする。

複数名の若手技術者を配置予定とした場合、最低1名を配置すること。

評価基準	配点
	S型（WTO以外）
配置有り	1.0
配置無し	0.0

④ 優良工事施工者、インフラ DX 大賞（みちのくインフラ DX 奨励賞）、インフラメンテナンズ大賞

東北地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く）で、過去2年間に工事種別の区分に関係なく東北地方整備局長、部長又は事務所長による優良工事表彰、工事成績優秀企業認定及び工事成績優秀地域企業表彰について評価する。

なお、優良工事表彰等について、複数の表彰、認定の実績を申請しても累積評価はしない。また、最も配点の高い表彰を評価する。

※以下また～は令和6年7月1日以降の入札手続きから運用開始予定

また、過去2年間における「インフラDX大賞（国土交通大臣賞・優秀賞・スタートアップ奨励賞）」、「インフラメンテナンズ大賞（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、特別賞、優秀賞）」、「みちのくインフラDX奨励賞」について評価する。※インフラメンテナンズ大賞は国土交通省所管の分野に限る。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO 以外)
工事成績優秀地域企業表彰の実績有り	2.0	2.0
優良工事表彰（局長表彰）、又は工事成績優秀企業認定、インフラDX大賞又はインフラメンテナンズ大賞の実績有り	2.0	2.0
部長表彰又は事務所長表彰の実績有り みちのくインフラDX奨励賞の実績有り	1.0	1.0
表彰、認定の実績無し	0.0	0.0

※優良工事施工者の表彰実績については、東北地方整備局ホームページを参照。

URL <https://www.thr.mlit.go.jp> の「施工・監督技術情報（事業者の方へ）」

⑤ SAFETY・安全表彰

東北地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く）で、過去2年間に東北地方整備局長又は事務所長による表彰を受けた場合は評価する。

なお、SAFETYにおける「安全に関する体験・提案文」の表彰については評価しない。

また、SAFETY・安全表彰について複数申請があっても累積評価しない。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO 以外)
表彰の実績有り	1.0	1.0
表彰の実績無し	0.0	0.0

※表彰実績については、東北地方整備局ホームページを参照。

URL <https://www.thr.mlit.go.jp> の「施工・監督技術情報（事業者の方へ）」

⑥ 新技術活用の取り組みの有無（新技術導入促進（I）型）

「新技術導入促進（I）型活用計画書」を提出した場合に評価する。

新技術導入促進（I）型において、発注時に指定したテーマに対して提案された NETIS 登録技術等の実用段階にある技術（1. NETIS 登録技術、2. 技術資料の提出時まで NETIS 登録申請が受理された技術、3. NETIS への掲載期間を終了しているが有効性が認められる技術）については技術提案審査時の加点の有無に関わらず評価対象とする。

活用計画書と施工計画書に重複提案があった場合や ICT の全面的な活用（BIM/CIM の活用）に関連した提案があった場合も評価対象とする。

評価基準	配点	
	I 型	S 型 (WTO 以外)
新技術の活用有り	1. 0	—
新技術の活用無し	0. 0	—

⑦ ICT の全面的な活用（ICT 舗装工、ICT 舗装工（修繕工））の有無

ICT の全面的な活用を選択する場合に評価する。ただし、項目は複数設定しない。

ICT の全面的な活用の有無

ICT 舗装工・ICT 舗装工（修繕工）における施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する場合に評価する。

なお、「技術提案」や「新技術活用の取り組み状況の有無」との重複加点はしない。

評価基準	配点	
	I・II 型	S 型 (WTO 以外)
ICT の全面的な活用（ICT 舗装工、ICT 舗装工（修繕工））	2. 0	2. 0
活用無し	0. 0	0. 0

※施工者希望 I 型のみ評価とする。

⑧ 登録基幹技能者等の配置の有無

登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）及び卓越した技能者（現代の名工）としての配置の有無について評価する。

なお、登録基幹技能者等は当該工事の施工に係る元請けまたは一次下請け企業が配置する現場従事技能者（元請けの主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐を除く）を評価対象とする。

ただし、登録基幹技能者等を複数人配置しても累積評価はしない。

また、配置予定の登録基幹技能者等には配置義務があるものとし、対象工種の作業の大半に従事する必要があるものとする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
登録基幹技能者等の配置有り	1.0	1.0
登録基幹技能者等の配置無し	0.0	0.0

⑨ 地域精通度・貢献度等

(A) 地理的要件

a) 本支店、営業所の所在

施工地域内における本支店、営業所（当該工事に対応する建設業の許可を有すること）の所在の有無について評価する。

なお、施工地域には隣接する地方生活圏や二次生活圏など適宜設定する。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
〇〇地域内（〇〇生活圏）に本店有り	2.0	—
〇〇地域内（〇〇生活圏）に支店又は営業所有り	1.0	—
〇〇地域内（〇〇生活圏）に拠点無し	0.0	—

(B) 地域貢献の実績

a) 災害協定に基づく活動実績

〇〇管内もしくは〇〇県内での災害協定が締結されており、過去3年間の施工地域において、企業（元請け）として活動した実績評価を対象とする。

活動実績の評価対象は以下のとおりとし、累積評価は行わない。

- ・災害協定等に基づく活動実績（防疫対応を含む。ただし、訓練は含まない）

- ・大規模災害発生時の応急対策の活動実績

- ・維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の緊急的な活動実績（発注者側[※]の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業（待機を含む。）

なお、苦情やパトロール等で発見され、維持工事で緊急に行ったパッチング等の作業、除雪作業における待機は含まない。

また、東北地方整備局災害対策功労者局長表彰を有する企業については、表彰年度を1年目とし、以降5年間を活動実績として認める。

実績がある場合は、事実を証明できる資料を添付すること。

※「発注者側」とは、国の行政機関及び「地方自治法」（昭和22年4月17日 法律第617号）における地方公共団体、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年2月15日 政令第314号）における特殊法人等とする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
活動実績有り	3.0	1.0
災害協定の締結有り	1.5	0.5
活動実績無し	0.0	0.0

b) 地域防災への協力体制

消防団協力事業所に認定されている場合や消防団に協力することにより表彰等を受けている場合の地域防災への協力体制がある場合は評価する。

【i】消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。

○消防団協力事業所表示証を〇〇地方生活圏の市町村等により交付を受けており、かつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。

○消防団協力事業所表示証の有効期間がわかる資料を提出すること。

【ii】消防団に協力することにより表彰等を受けている場合とは、以下のとおりとする。

○過去5年間に各市町村や消防本部等（消防団長も含む）より事業所として消防団活動に協力したとして表彰や感謝状を受けており、かつ消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であること。

消防団活動に協力する体制の例としては、従業員が消防団活動を行うにあたって休暇等の取得など就業規則等において配慮されていることなどをいう。

○表彰や感謝状の写し及び消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であることを証明する資料を提出すること。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
有り	1.0	—
無し	0.0	—

注1. 「消防団活動をしたとして表彰や感謝状を受けて・・・」の解釈は、表彰、感謝状の他に消防団活動をしたとして、消防団長が発行する証明書の写しも含むものとする。

注2. 「表彰や感謝状の写し・・・」とは、消防団長が発行する証明書の写しも含むものとする。

c) 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の有無

全ての一般土木工事を対象として、東北地方整備局【又は北陸地方整備局】管内の事務所（管理所）発注工事において元請けとして完成・引渡し完了した河川、ダム又は道路の経常維持工事の実績がある場合に評価するものとする。

※【 】書きは、山形県及び福島県内で発注する場合は記載すること。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
実績有り	1.0	—
実績無し	0.0	—

⑩ ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく以下に掲げるいずれかの認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)^{※1}
- ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)^{※2}
- ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)^{※3}

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO以外)
認定有り	1.0	1.0
認定無し	0.0	0.0

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

⑪ カーボンニュートラルの取り組み

下記のいずれかの取り組みで評価する。

2つ以上の取組でも累積評価はしない。

2～4のいずれかで加点を受けて契約した場合、契約後に対象工種・工事量、機種・台数または油種等を施工計画書に明記すること。

入札時に申請したにもかかわらず、受注者の責により取り組みが実施されていない又は工事量の達成が認められないと判断した場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

1. SBT認定取得企業の証明をした場合 注1
2. 燃費性能に優れた建設機械を工事現場で使用する場合 注2
3. ICT建設機械等の認定を受けた建設機械（ICT装置群として認定された装置を具備する機械）を現場で使用する場合 注3
4. 現場で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する場合 注4

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO・WTO以外)
SBT認定証明あり又は機械・燃料を使用する	—	1.0
SBT認定証明なし、機械・燃料を使用しない	—	0.0

燃費性能に優れた建設機械の使用とは、以下に示すABいずれか1つの機械を使

用することをいい、2つ以上の取組でも累積評価はしない。

A) 低炭素型建設機械認定制度

低炭素型建設機械とは、ハイブリッド機構等を搭載し省エネ化を達成した建設機械

○油圧ショベル、ブルドーザが対象

B) 燃費基準達成建設機械認定制度

燃費基準達成建設機械とは、国で定めた燃費基準を達成した建設機械

○油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、ホイールクレーンが対象

注1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項における「関連会社」においてS B T認定を受けている場合も評価対象とする。その場合、関連企業であることを示す資料、S B T認定取得の際に申請者を含めた目標設定が示された資料を添付すること。

注2. 「燃費性能に優れた建設機械」とは国土交通省が認定する「低炭素型建設機械に認定されている機械」および「燃費基準達成建設機械に認定されている機械」を指す。なお、評価にあたっては、現場で使用する主要な建設機械において、その対象工種の工事量の半数程度以上で認定された機械（1台以上）を使用する場合に評価するものとする。

注3. 評価にあたっては、現場で使用する主要な建設機械において、その対象工種の工事量の半数程度以上で認定された機械（1台以上）を使用する場合に評価するものとする。

注4. 評価にあたっては、バイオ燃料が供給可能な建設機械等において、使用する総燃料の半数程度以上で活用する場合に評価するものとする。

⑫ 不安全行為等

東北地方整備局発注工事等において、以下の(A)～(C)のいずれかに該当する場合は、指名停止等の行政措置開始前日まで総合評価における「⑨ 地域精通度・貢献度等」の全項目を評価しない。

(A) 工事事故により公衆や工事関係者に死亡者若しくは極めて重大な被災が発生した場合、又は社会的に重大で大規模な損害を与えた場合

(B) 重大な過失による粗雑工事が判明した場合

(C) 建設業法違反又は不正若しくは不誠実な行為が判明した場合

(3) 共同企業体における評価方法

単体企業にあつては、申請書を提出した業者が受注した実績に加え、申請書を提出した業者が構成員として参加した共同企業体の実績等も認める。

また、共同企業体にあつては、申請書を提出した共同企業体を受注した実績に加え、申請書を提出した構成員が単体企業として受注した実績等も認める。

共同企業体における各評価項目の評価方法は次表のとおりとする。

【 表 2 - 1 0 共同企業体における各評価項目の評価方法 】

分類	評価項目	評価方法	
企業の能力等	企業の施工実績	申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	工事成績評定点	構成員全体の工事成績評定点の平均値。 平均値の算出対象は、申請書を提出した共同企業体が受注した実績に加え、申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含まない。)が単体業者として受注した実績も対象とする。	
	表彰(優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞等)	申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	表彰(SAFTY・安全表彰)	申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	ワーク・ライフ・バランスの推進制度の認定	申請書をいずれか1社の認定で評価する。	
	地理的条件	本支店、営業所の所在地	申請書を提出した共同企業体の構成員の中で最も高い評価となるいずれか1社の所在地で評価する。
	地域精進度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。
		地域防災への協力体制	申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された協力体制で評価する。
		河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績	申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。
	賃上げの実施に関する評価		申請書を提出した共同企業体の構成員となる各企業すべてが賃上げを表明している場合、評価する。

(4) 技術者の能力等

配置予定技術者を複数申請した場合は、競争参加資格要件を満足する配置予定技術者をそれぞれ評価し、得点の合計（施工経験、工事成績、表彰、CPD）が最も低い者を採用し評価する。専任補助者*を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。（海外認定・表彰制度による海外実績含む）

※専任補助者：現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者をいう。

① 過去15年間の配置予定技術者の施工経験

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
より同種性が高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	7.0	5.0
より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	3.5	2.5
同種性が認められる工事において、監理技術者補佐または担当技術者として従事	0.0	0.0

※事業促進 PPP 等の従事経験を有する者の評価対象期間の遡りについて施工経験の対象期間に国等発注による事業促進 PPP または CM 等に配置予定技術者が従事していた場合、その従事期間を除いて評価対象期間を遡ることができる。また、「工事成績評定点」及び「優良工事表彰」においても同様に遡ることができる。

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。

② 難工事指定工事の施工経験

評価項目として設定する工事は、当該工事種別の工事を対象とする。（ただし、WTO対象工事は除く）

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
難工事实施証明書有り	1.0	1.0
難工事实施証明書無し	0.0	0.0

※当該工事種別は、「一般土木工事」や「橋梁補修工事」などの工事種別とし、「一般土木工事」の場合は、河川・ダム・砂防・道路などの事業区分を設けること。

評価対象とする難工事は、以下の要件を満たす「難工事实施証明書（以下、「証明書」という。）」が発行された工事の監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験とする。

なお、現場代理人、監理技術者補佐または担当技術者の立場で従事した施工経験は評価しない。

- ※1 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注工事で、元請として完成・引渡しが完了した当該工事種別における難工事の工事成績評定点が70点以上のもの。
- ※2 競争参加資格確認資料の提出期限の日から過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事。

③ 工事成績評定点

大臣官房官庁営繕部、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農林水産関係を除く）で、過去4年間に完成・引渡しが完了した当該工事種別の施工経験における工事成績評定点について評価する。

配置予定技術者が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験を評価する。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO 以外)
80点以上	7.0	5.0
79点	6.0	4.0
78点	5.0	3.0
77点	4.0	2.0
76点	3.0	1.0
75点	1.5	0.5
75点未満	0.0	0.0

④ 優良工事表彰（3・4年度）・優良工事技術者表彰（令和5年度表彰以降対象）及び海外認定・表彰制度の表彰

東北地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く）で、過去4年間に工事種別の区分に関係なく、当該年度において、配置予定技術者が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した工事が、東北地方整備局長、部長又は事務所長による優良工事表彰または優良工事技術者表彰を受けた場合は評価する。

海外認定・表彰制度により表彰された海外実績については、工事種別の区分に関係なく全工事種別を対象とし、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰又事務所長表彰相当として評価する。

なお、当該優良工事表彰（令和3・4年度）または優良工事技術者表彰（令和5・6年度）における配置予定技術者の従事期間は、主たる工種の全期間に従事した場合とする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO 以外)
局長表彰の実績有り	4.0	3.0
部長表彰又は事務所長表彰の実績有り	2.0	1.5
表彰の実績無し	0.0	0.0

※表彰実績については、東北地方整備局ホームページを参照。

URL <https://www.thr.mlit.go.jp> の「施工・監督技術情報（事業者の方へ）」

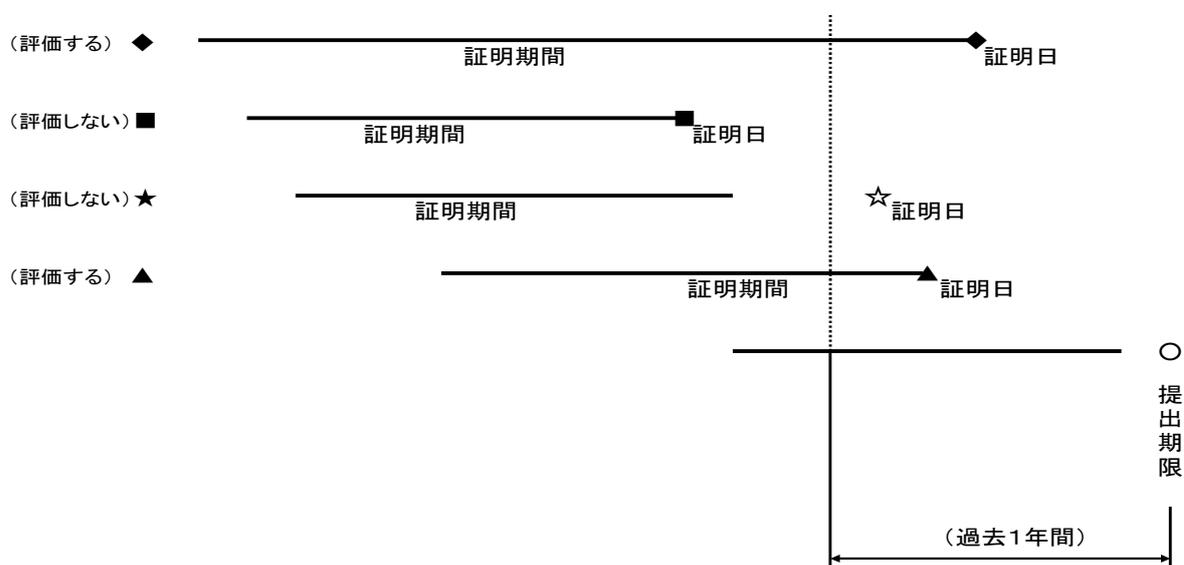
⑤ 継続教育 (CPD : Continuing Professional Development) の取り組み状況

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体推奨単位（又は当該団体推奨単位の3分の2）以上を取得していることを証明できる資料を添付すること。

CPD単位取得の「証明書」は、確認資料の提出期限の日から過去1年以内の間までに単位取得が含まれた「証明書」を有効とし、年間または数年間の推奨単位を記載している場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO 以外)
継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り	2.0	2.0
継続教育（当該団体推奨単位の3分の2以上取得）の証明有り	1.0	1.0
継続教育の証明無し	0.0	0.0

【 図 2 - 1 1 CPD 証明書の証明期間と評価の関係 】



主なCPD証明学協会等の推奨（望ましい）単位に対する評価例は表2-1-1とおおりであるが、次表以外のCPD証明学協会等が証明するCPD学習履歴の評価は、証明する学協会等の推奨時間に基づき評価するものとする。

【 表2-1-1 CPD証明学協会等の推奨単位と評価の関係 】

CPD証明学協会等	推奨単位	評価単位	3分の2評価単位
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット/年 40ユニット/2年 60ユニット/3年 80ユニット/4年 100ユニット/5年	20ユニット/年 40ユニット/2年 60ユニット/3年 80ユニット/4年 100ユニット/5年	13ユニット/年 27ユニット/2年 40ユニット/3年 53ユニット/4年 67ユニット/5年
(公社)日本技術士会	50CPD時間/年 250CPD時間/5年	50CPD時間/年 250CPD時間/5年	33CPD時間/年 167CPD時間/5年
(公社)土木学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(公社)日本造園学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(公社)日本建築士会連合会	12単位/年 60単位/5年	12単位/年 60単位/5年	8単位/年 40単位/5年
(公社)地盤工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント/年	50ポイント/年	33ポイント/年
(公社)農業農村工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)電気学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)電子情報通信学会	150ポイント/3年	150ポイント/3年	100ポイント/3年
(一財)建設業振興基金	12単位/年	12単位/年	8単位/年
(一社)建設コンサルタンツ協会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)交通工学研究会	50単位/年 200単位/4年	50単位/年 200単位/4年	33単位/年 133単位/4年
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20単位/年 100単位/5年	20単位/年 100単位/5年	13単位/年 67単位/5年
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)全国測量設計業協会連合会	20単位/年	20単位/年	13単位/年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(一社)日本環境アセスメント協会	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(公社)日本コンクリート工学会	なし	なし	なし
(公社)日本都市計画学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)全日本建設技術協会	25単位/年	25単位/年	17単位/年

※加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト
(<http://www.cpd-ccesa.org/>)等により確認を行う。

※電気学会、電気情報通信学会は下記により確認を行う。

電気学会 (https://www.iee.jp/member_serv/cpdimpl/)

電気情報通信学会 (<https://www.ieice.org/jpn/cpd/about.html>)

⑥ ICT活用工事証明書又は週休2日実施証明書の有無

配置予定技術者に発行された「ICT活用工事証明書」又は「週休2日実施証明書」のうち、下記の要件を満たし、証明書の有効期限内に申請書提出期限日が含まれている場合、評価するものとする。

なお、複数の証明書を提出した場合でも累積評価はしない。

(ICT活用工事証明書)

・建設生産プロセスの各段階（下記①から⑤までの全て）において活用した工事

- (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成
 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理
 (5) 3次元データの納品

(週休2日実施証明書)

・4週8休以上の現場閉所を達成した工事

なお、週休2日交代制モデル工事の場合は4週8休以上の休日率を達成した工事

※ICT活用工事証明書が評価対象となるのはICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫工、ICT地盤改良工、ICT舗装修繕工の5工種において、「発注者指定型」または「施工者希望I型」の場合、工種にかかわらず、いずれの工種でも評価対象となる。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO以外)
ICT活用工事証明書有り	2.0	2.0
ICT活用工事証明書無し	0.0	0.0

R6年度

評価基準	配点
	II型
ICT活用工事証明書・週休2日実施証明書	2.0
ICT活用工事証明書・週休2日実施証明書無し	0.0

R7年度

評価基準	配点
	II型
ICT活用工事証明書有り	2.0
週休2日実施証明書有り	1.0
なし（累積評価はしない）	0.0

⑦ 舗装施工管理技術者の有無

アスファルト舗装工事のみを対象として、配置予定技術者が保有する舗装施工管理技術者資格について評価するものとする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
1級舗装施工管理技術者	1.0	—
2級舗装施工管理技術者	0.5	—
無し	0.0	—

⑧ 河川技術者資格の有無

河川維持工事のみを対象として、配置予定技術者が保有する河川技術者資格について評価するものとする。

評価基準	配点	
	I・II型	S型 (WTO以外)
河川維持管理技術者又は河川点検士	2.0	—
無し	0.0	—

(5)賃上げの実施に関する評価

① 賃上げの実施を表明した企業等

評価項目	評価基準	配点	
		I・II型	S型
賃上げの実施を表明した企業等	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1	3.0 (2.0) ※2	4.0
	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1		

※1 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※2 施工体制確認型を適用しない場合の点数

注) 表の _____ 部分は、契約予定月に応じて記載内容を下記のとおり書き換えること。

・令和6年4月から12月に契約する場合の記載

令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年(暦年)

■段階的選抜方式の一次審査項目について

総合評価における段階的選抜方式（対象：S型・WTOで一般土木）の一次審査における評価項目

(1) 企業の能力等

① 企業の施工実績

過去15年間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工実績とする。

評価基準	配点	
	S型・WTO ④あり	S型・WTO ④なし
より同種性が高い工事（※1）の施工実績	5.0	7.0
同種性が高い工事の施工実績（※2）	2.5	3.5
同種性が認められる工事（※3）の施工実績	0.0	0.0

※1 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模、寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事

「より同種性の高い工事」の設定例については「同種工事、より同種性の高い工事の設定例（国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室（平成25年3月）」を参照。

（<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/>）

※2 競争参加資格要件の同種性に加え、いずれかに更なる同種性が認められる工事

※3 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

② 工事成績評定点

大臣官房官庁営繕部、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農林水産関係を除く）及び環境省（中間貯蔵施設に係わる工事）が発注し、過去4年間に完成・引渡しを完了した当該工事種別の平均工事成績評定点について評価する。

評価基準	配点
	S型・WTO
80点以上	5.0
79点以上80点未満	4.0
78点以上79点未満	3.0
77点以上78点未満	2.0
76点以上77点未満	1.0
76点未満	0.0

③ 優良工事施工者、インフラDX大賞（みちのくインフラDX奨励賞）、インフラメンテナンス大賞、国土技術開発賞

大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く）で、過去2年間に工事種別の区分に関係なく東北地方整備局長、部長又は事務所長による優良工事表彰、工事成績優秀企業認定及び工事成績優秀地域企業表彰について評価する。

※以下また～は令和6年7月1日以降の入札手続きから運用開始予定

また、過去2年間における「インフラDX大賞（国土交通大臣賞・優秀賞・スタートアップ奨励賞）」、「インフラメンテナンス大賞（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、特別賞、優秀賞）」、「みちのくインフラDX奨励賞」、「国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）」について評価する。

なお、優良工事表彰等について、複数の表彰、認定の実績を申請しても累積評価はしない。また、最も配点の高い表彰を評価する。

※インフラメンテナンス大賞は国土交通省所管分野に限る。

評価基準	配点
	S型・WTO
工事成績優秀地域企業表彰の実績有り	2.0
優良工事表彰（局長表彰）、又は工事成績優秀企業認定、 <u>インフラDX大賞又はインフラメンテナンス大賞又は国土技術開発賞（最優秀賞）</u> の実績有り	2.0
部長表彰又は事務所長表彰の実績有り <u>みちのくインフラDX奨励賞又は国土技術開発賞（優秀賞、特別賞）</u> の実績有り	1.0
表彰、認定の実績無し	0.0

④ 事業促進PPPまたはCMの実績

公告時点で完了または契約締結後1年以上経過した土木工事に関するマネジメントを伴う業務の実績の有無について評価する。

共同企業体で受注した工事も評価の対象とする。

評価基準	配点
	S型・WTO
国等発注による事業促進PPP（調査及び設計段階の調整業務から施工監理）を含むことの実績有り	2.0点
国等発注による事業促進PPP（上記以外）またはCMの実績あり	1.0点
実績無し	0.0点

事業促進PPPにおける「施工監理」とは、工事受注者に対し、施工に係る各種調整・指導・確認等を行う業務。

⑤ 若手技術者（４０歳以下）の配置

若手技術者（４０歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合については個人名、年齢、配置期間を確認のうえ評価する。

また、担当技術者として配置する場合は、主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間を配置しなければ加點評価しない。

若手技術者（４０歳以下）は本発注工事のみに従事するものとし、他工事との兼務は認めないものとする。

現場代理人または担当技術者として申請した若手技術者を途中交代する場合は、新たな技術者は入札時における審査及び評価の基準日において 40 歳以下の技術者を配置することとする。

若手技術者の配置を申請し、受注者の責により配置されない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行うものとする。

複数名の若手技術者を配置予定とした場合、最低 1 名を配置すること。

評価基準	配点
	S型・WTO
配置有り	1.0
配置無し	0.0

⑥ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

参加する企業（個社）が下請け企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無

評価基準	配点
	S型・WTO
下請け企業への見積り依頼に労務費（労務賃金）を内訳明示する取組有り	1.0
取り組みなし	0.0

⑦ ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく以下に掲げるいずれかの認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※¹
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）・くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）認定企業）※²
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※³

評価基準	配点
	S型・WTO
ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の認定あり	1.0
認定無し	0.0

- ※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ※2：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

⑧ **カーボンニュートラルの取り組み**

下記のいずれかの取り組みで評価する。

2つ以上の取組でも累積評価はしない。

2～4のいずれかで加点を受けて契約した場合、契約後に対象工種・工事量、機種・台数または油種等を施工計画書に明記すること。

入札時に申請したにもかかわらず、受注者の責により取り組みが実施されていない又は工事量の達成が認められないと判断した場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

1. SBT認定取得企業の証明をした場合 注1
2. 燃費性能に優れた建設機械を工事現場で使用する場合 注2
3. ICT建設機械等の認定を受けた建設機械（ICT装置群として認定された装置を具備する機械）を現場で使用する場合 注3
4. 現場で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する場合 注4

評価基準	配点
	S型・WTO
SBT認定あり又は機械・燃料を使用する	1.0
SBT認定なし、機械・燃料を使用しない	0.0

燃費性能に優れた建設機械の使用とは、以下に示すA Bいずれか1つの機械を使用することをいい、2つ以上の取組でも累積評価はしない。

A) 低炭素型建設機械認定制度

低炭素型建設機械とは、ハイブリッド機構等を搭載し省エネ化を達成した建設機械

- 油圧ショベル、ブルドーザが対象

B) 燃費基準達成建設機械認定制度

燃費基準達成建設機械とは、国で定めた燃費基準を達成した建設機械

- 油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、ホイールクレーンが対象

注1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項における「関連会社」においてSBT認定を受けている場合も評価対象とする。その場合、関連企業であることを示す資料、SBT認定取得の際に申請者を含めた目標設定が示された資料を添付すること。

- 注2. 「燃費性能に優れた建設機械」とは国土交通省が認定する「低炭素型建設機械に認定されている機械」および「燃費基準達成建設機械に認定されている機械」を指す。
なお、評価にあたっては、現場で使用する主要な建設機械において、その対象工種の工事量の半数程度以上で認定された機械（1台以上）を使用する場合に評価するものとする。
- 注3. 評価にあたっては、現場で使用する主要な建設機械において、その対象工種の工事量の半数程度以上で認定された機械（1台以上）を使用する場合に評価するものとする。
- 注4. 評価にあたっては、バイオ燃料が供給可能な建設機械等において、使用する総燃料の半数程度以上で活用する場合に評価するものとする。

(2) 技術者の能力等

配置予定技術者を複数申請した場合は、競争参加資格要件を満足する配置予定技術者をそれぞれ評価し、得点の合計（施工経験、工事成績、表彰、CPD）が最も低い者を採用し評価する。専任補助者*を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。（海外認定・表彰制度による海外実績含む）

※専任補助者：現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者をいう。

① 過去15年間の配置予定技術者の施工経験

評価基準	配点
	S型・WTO
より同種性が高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	9.0
より同種性が高い工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事、又は、同種性の高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	6.0
同種性が高い工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	3.0
同種性が認められる工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事	0.0

※ 事業促進 PPP 等の従事経験を有する者の評価対象期間の遡りについて施工経験の対象期間に国等発注による事業促進 PPP または CM 等に配置予定技術者が従事していた場合、その従事期間を除いて評価対象期間を遡ることができる。また、「工事成績評定点」及び「優良工事表彰」においても同様に遡ることができる。

※ 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。

② 工事成績評定点

大臣官房官庁営繕部、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係および農林水産関係を除く）で、過去15年間（ただし、環境省発注工事は4年間）に完成・引渡しが完了した当該工事種別の施工経験における工事成績評定点について評価する。

配置予定技術者が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験を評価する。

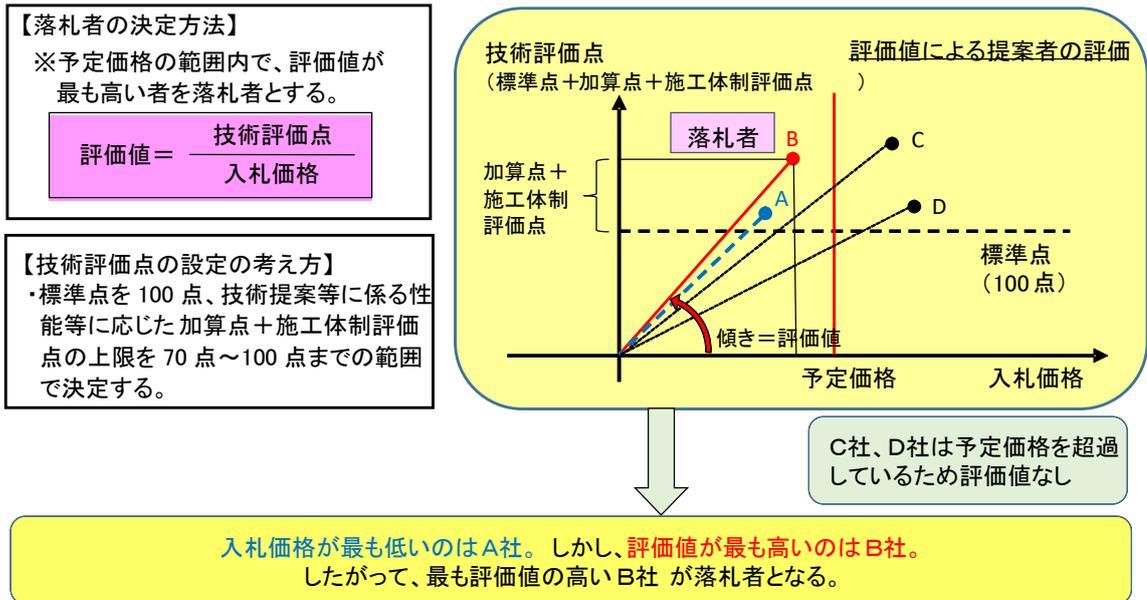
評価基準	配点
	S型・WTO
80点以上	6.0
79点	5.0
78点	4.0
77点	3.0
76点	2.0
75点	1.0
75点未満	0.0

3. 落札者の決定

3.1 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするることにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。

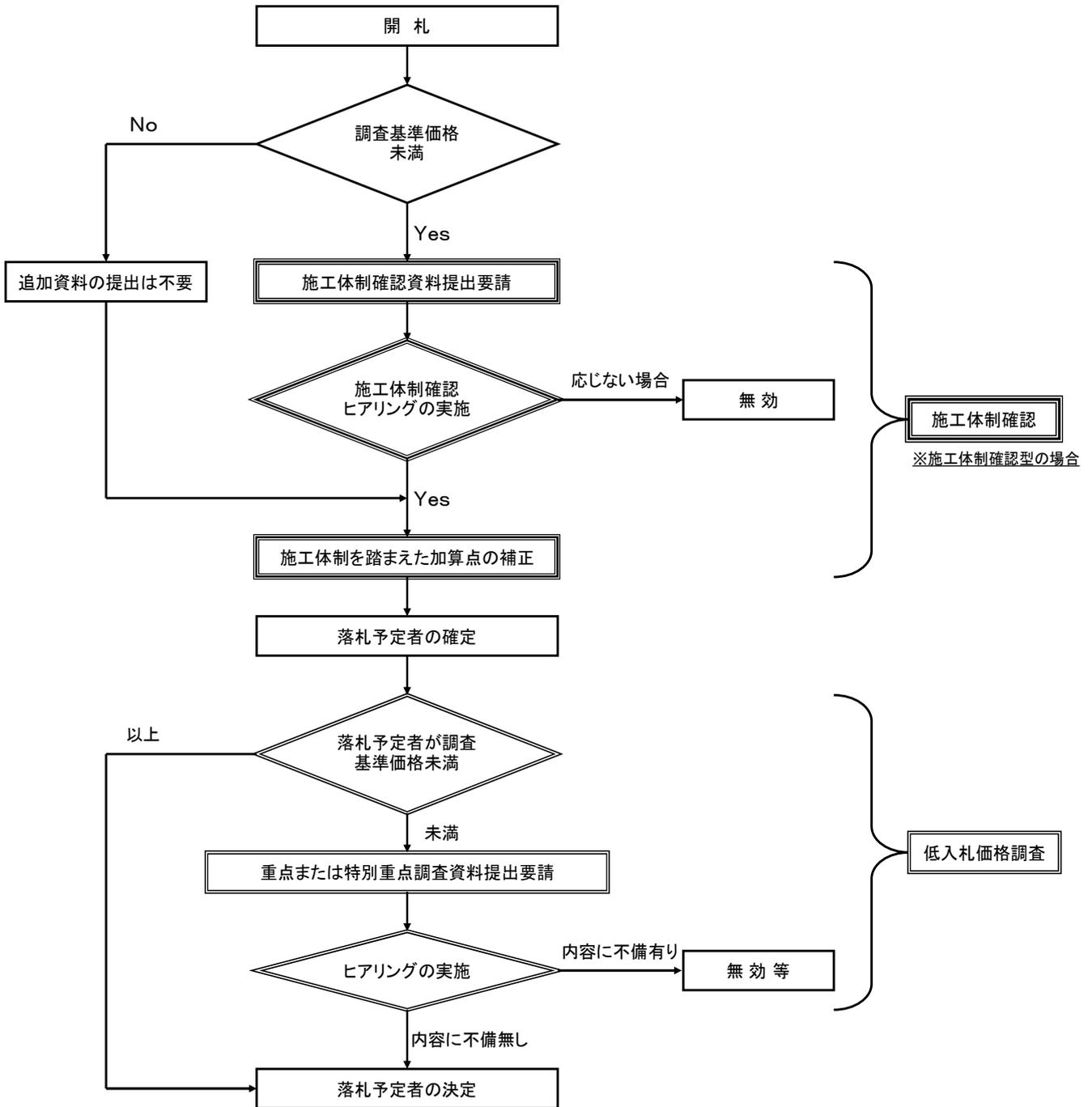
東北地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点+加算点の合計+施工体制評価点）を入札価格で除することにより算出する（除算方式）。



3.2 施工体制確認型を適用した場合

3.2.1 落札者決定フロー

【 図3-1 落札者決定フロー 】



3.2.2 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

- (2) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

○評価値の算出方法（除算方式）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

また、落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者とすることはできない。

- ・ 入札価格 ≤ 予定価格
- ・ 評価値 ≥ 基準評価値

※加算点については、小数点2位以下を切り捨てて算出する。

※評価値算出のための入札価格の単位は「億円」。

3.2.3 施工体制評価点

【調査基準価格未満の者の場合】

(1) 施工体制確認資料提出要請

調査基準価格を下回って入札した者については、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが、施工内容の実現と確実性の向上につながるかを審査するため、追加資料（表3-1）の提出を求め、ヒアリングを実施する。なお、追加資料の提出は、提出すべき旨の連絡をうけた日の翌日を起算日として3日以内とし、ヒアリングについては、資料提出期限の日の翌日を起算日として5日以内を実施することを基本とする。

なお、詳細については、入札説明書に記載すること。

調査基準価格を上回って入札した者についても、特別の事由からヒアリングの実施、追加資料の提出を求める場合がある。

提出を求めることとなる追加資料は、入札説明書別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」に記載すること。

【 表 3 - 1 施工体制確認資料及び低入札価格調査における提出資料 】

使用する様式一覧

【凡例】

- ◎ 様式及び添付資料を提出
- 様式のみ提出

様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①		◎
様式2-1(営繕)	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①		◎
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②		◎
様式2-2(営繕)	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②		◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	
様式4-1	下請予定業者等一覧表		◎
様式4-2	下請予定業者等一覧表(その2)	○	
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	○	◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地		◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書		◎
様式13	建設副産物の搬出地・運搬計画	○	
様式14-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式14-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式14-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式15-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)		◎
様式15-2	安全衛生管理体制(点検計画)		◎
様式15-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)		◎
様式15-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式16	安全衛生管理体制(安全衛生教育、点検計画等)	○	
様式17	誓約書		◎
様式18	施工体制台帳	○	◎
様式19	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて、最大で3名以内とする。複数の配置予定技術者を申請した場合には、当該工事に確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術者1名を含めるものとする。

(3) 無効等の適用

追加資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合及び提出された様式の記載が明らかに不備な場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、原則として当該企業の入札を無効（無効以外の不利益措置を講じない。）とする。また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面によりあった場合は、当該企業の入札を無効とする。

(4) 施工体制評価点の評価項目及び評価基準

施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに、表3-2の施工体制評価点の評価基準により評価する。

【 表3-2 施工体制評価点 評価基準 】

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0

【調査基準価格以上の者の場合】

工事費内訳書等により施工体制に不安のある者以外は、追加資料の提出を求めない。追加資料を求めた者には、ヒアリングを実施し、上記「3.2.3(4)」により評価する。追加資料を求めない者については、施工体制評価点30点を付与する。

3.2.4 施工体制を踏まえた加算点の補正

施工体制を踏まえた加算点の補正方法は、開札後に再計算を行うものとし、補正方法は、以下のとおりとする。

施工能力評価型の施工体制評価点は、施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに評価された施工体制評価点とする（図3-2）。

技術提案評価型（S型）の場合は、技術提案の加算点に施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに評価された施工体制評価点の得点割合を乗じて技術提案の加算点を補正する（図3-3）。

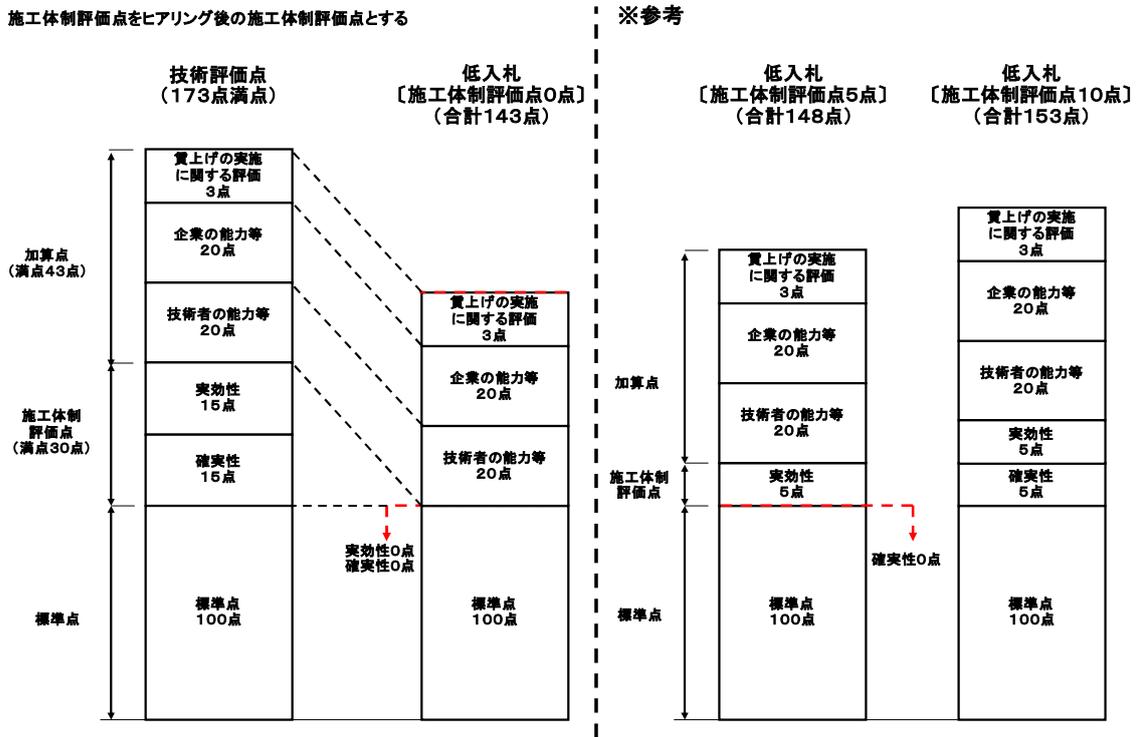
$$\text{補正後の加算点} = \text{補正前の技術提案に係る加算点} \times \text{施工体制評価点の割合} (\alpha) \\ + \text{技術提案等以外に係る加算点}$$

$$\alpha = \frac{\text{施工体制評価点の獲得点数}}{\text{施工体制評価点の満点 (30点)}}$$

※加算点については、小数点2位以下を切り捨てて算出する。

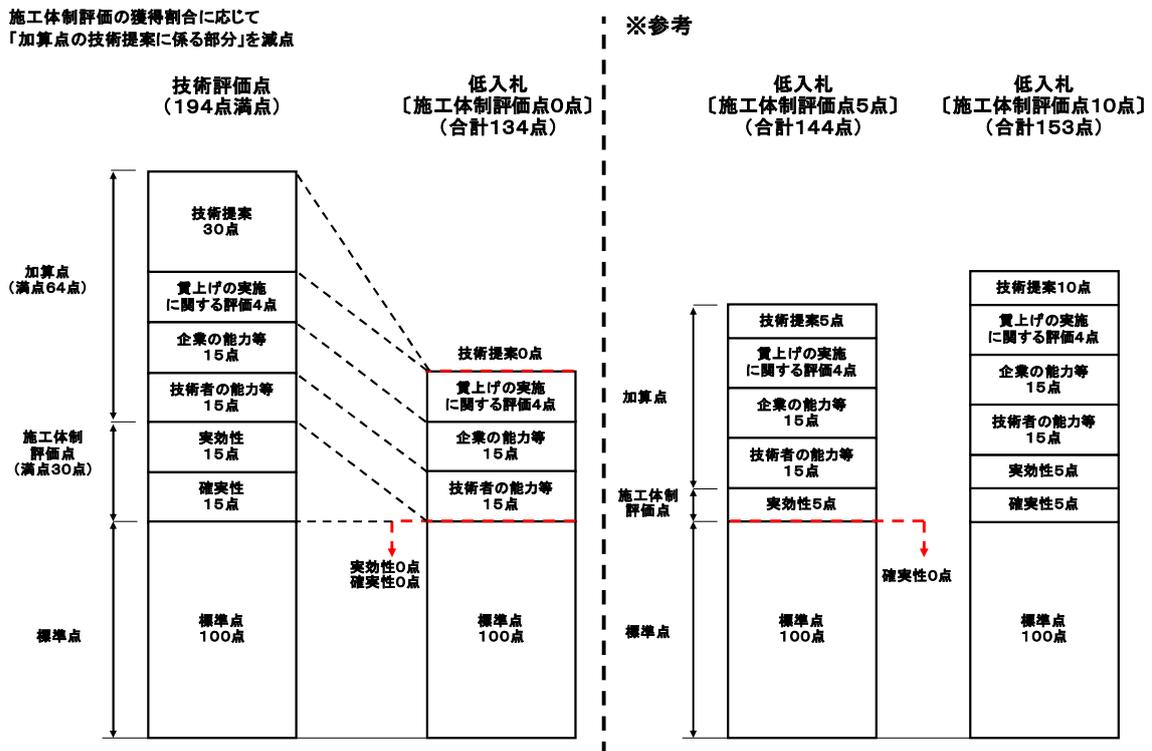
< 施工能力評価型 >

【 図3-2 施工能力評価型における施工体制評価点 】



< 技術提案評価型 (S型) WTO以外 >

【 図3-3 技術提案評価型 (S型) における技術提案の補正 】



3.3 落札予定者が調査基準価格未満の場合における対応

3.3.1 低入札価格調査

(1) 調査基準価格を下回る金額で入札した場合に「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて」行う調査。

調査の対象は、入札価格が、調査基準価格を下回った入札者に対して行う。

(2) 重点調査と特別重点調査

●重点調査の価格判定は、下記の式による。

低入札調査基準価格 = $a_1 + b_1 + c_1 + d_1 > \text{入札金額} \rightarrow \text{重点調査}$

a₁ : 予定価格における直接工事費の97%

b₁ : 予定価格における共通仮設費の90%

c₁ : 予定価格における現場管理費の90%

d₁ : 予定価格における一般管理費等の68%

●特別重点調査の価格判定は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、入札金額の積算内訳が以下に掲げる各費用のいずれかに満たない場合。

a₂ : 予定価格における直接工事費の90%

b₂ : 予定価格における共通仮設費の80%

c₂ : 予定価格における現場管理費の80%

d₂ : 予定価格における一般管理費等の30%

3.3.2 重点又は特別重点調査資料の提出

重点又は特別重点調査の対象となった落札予定者に対して、資料の提出を求め、調査を行う。

提出を求めることとなる資料は、表3-1のとおりとするが、入札説明書別紙の「Ⅱ 予算決算及び会計令第86条の調査について」を参照。

3.3.3 ヒアリングの実施

重点又は特別重点調査においても、ヒアリングを行い、入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされるかを事情聴取する。

3.3.4 無効等の適用

資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、当該企業の入札を無効とする。

4. 技術提案の採否の通知

4.1 技術提案の採否の通知

技術提案の採否については、競争参加資格確認通知時に併せて、技術提案の評価において実施してはならない事項（実施不可の技術提案）及び技術提案の評価結果について通知する。

実施してはならない事項（実施不可の技術提案）が通知された場合は、当該技術提案は実施（施工）しないものとして入札するものとする。

なお、入札にあたっては、技術提案書の添付は必要ないものとする。

【 図4-1 技術提案の採否の通知の例 】

技術提案に基づく 入札の可否	可	
	理由または条件	<p>(1)〇〇工の品質確保対策 VE提案に基づき入札をされたい。</p> <p>(2)〇〇工施工時の〇〇対策 VE提案の(2).2は〇〇〇のため、実施することが認められない。 それ以外の事項については、VE提案に基づき入札されたい。</p> <p>技術提案の評価結果</p> <p>(1) 〇〇工の品質確保対策</p> <p>1 ○ 2 ○ 3 - 4 - 5 ○</p> <p>(2) 〇〇工施工時の〇〇対策</p> <p>1 - 2 × 3 ○ 4 ○ 5 ○</p>

※1. 標準案については、技術提案の採否の通知はしない。

※2. 「○」は加算点の対象とする技術提案。

「-」は加算点の対象としない技術提案。

「×」は実施することが認められない技術提案（実施不可の技術提案。）。

※3. 「×」を通知する場合は、理由を付すこと。

4.2 技術提案の採否の詳細な通知に対する問い合わせ

入札参加者は、実施してはならない事項（実施不可の技術提案）及び技術提案の評価結果の通知について、問い合わせをすることができる。

(1) 問い合わせの窓口
東北地方整備局 企画部 技術開発調整官

(2) 問い合わせの方法
① 書面による説明の問い合わせ

入札参加者は、自身が通知を受けた提案について、競争参加資格確認通知の日の翌日を起算日として3日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにて問い合わせをすることができる。

なお、上記メールの送信確認の問い合わせが必要な場合は、企画部 技術管理課 技術審査係に対して行うことができる。

② 面談等による説明の問い合わせ

入札参加者は、落札者決定の日の翌日を起算日として3日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにて競争参加資格確認通知に記載する連絡先に対して問い合わせをすることができる。

なお、上記メールの送信確認の問い合わせが必要な場合は、企画部 技術管理課 技術審査係に対して行う。

(3) 問い合わせに対する説明

① 書面による説明

書面による説明の問い合わせに対しては、問い合わせのできる最終日の翌日を起算日として5日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにより、当該問い合わせをした入札参加者に対して行う。

② 面談等による説明

面談等による説明は、面談の日を通知して実施する。

(4) その他

上記の問い合わせへの説明は、入札説明書に記載されている「競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明」及び「再苦情申し立て」とは別に設けるものである。

5. 総合評価落札方式の評価結果に係る公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札調書（予定価格、調査基準価格、基準評価値及び法定福利費概算額を付したもの。）（下記「①参考」）及び各入札参加者の項目毎の評価点内訳書（下記「②参考」）を公表する。なお、競争参加資格有りの通知を受けて入札に参加しない者の加算点は公表しない。

公表については、契約担当部局での閲覧及び入札情報サービス（PPI）で行うものとする。

※入札情報サービス <https://www.i-ppi.jp>

6. 技術提案の実施（履行）確認

発注者は、当該工事の契約後、速やかに総合評価計画書の提出を受注者に求め、受注者・発注者により確認する。発注者は実施状況等をチェックシート等により確認し、実施した結果が確認できるものを総合評価報告書にまとめ、技術提案が履行されたかどうか総合的に判断し、総合評価実施確認表に反映する。

なお、受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティの措置を講じる。

7. ペナルティの設定

7.1 技術提案に関するペナルティ

受注者の責により、競争参加資格確認通知書で認められた技術提案の施工が行われない場合は、以下のとおり措置を行う。

(1) 工事成績評定点の減点措置

最大10点を限度に、達成状況に応じて工事成績評定点を減ずるものとする。

(2) 違約金の徴収

技術提案の不履行に伴って技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点との差により違約金を徴収する。違約金は、当初契約金額の10%を上限に以下のとおり定める。

なお、この取り扱いについては、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

違約金の額

$$= \text{当初契約額} - \left(\text{当初契約額} \times \frac{\text{施工後の技術評価点}}{\text{当初契約時の技術評価点}} \right)$$

※1. 技術評価点とは

【 標準点 + 施工体制評価点（施工体制確認型の場合） + 加算点 】
をいう。

※2. 円未満の端数は切り捨て。

7.2 現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等

当初契約締結時点で想定されなかった事象の発生によって、技術提案に基づく施工ができない場合は、受発注者間協議のうえ、その取り扱いについて決定する。

7.3 新技術活用におけるペナルティ

加算点における新技術活用の取り組みについては、施工計画書に記載するとともに施工を行うものとする。なお、施工しない場合は、工事成績を減ずる等の措置を行う場合がある。

7.4 賃上げ未達成企業による措置

本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

また、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

なお、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

参考

【 表 「企業の能力等」の評価項目と配点及び評価基準一覧表 】

分類	評価項目	評価基準のポイント 詳細は「2.5.2 評価項目・配点基準のポイント」を参照	施工能力評価型				技術提案評価型	
			I型		II型		S型(WTO以外)	
			適用	配点	適用	配点	適用	配点
①	施工計画	品質管理、工程管理等について、施工上配慮すべき事項、生産性向上の取組について評価	○	可・不可	-	-	-	-
	技術提案	工事の品質向上に資する技術提案を評価	-	-	-	-	○	30
企業の能力等	①企業の施工実績	より同種性が高い工事の施工実績	○	5	○	5	○	4
		同種性が認められる工事の施工実績		0		0		0
	②工事成績評定	80点以上		5		5		4
		79点以上80点未満		4		4		3.5
		78点以上79点未満		3		3		3
		77点以上78点未満	○	2	○	2	○	2.5
		76点以上77点未満		1		1		2
		75点以上76点未満		0.5		0.5		1
		75点未満		0		0		0
	③若手技術者(40歳以下)又は、女性技術者の配置(S型は若手技術者のみ)	配置有り	●	2	●	2	○	1
		配置無し		0		0		0
	④表彰(優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞等)	局長表彰又は認定の実績有り(工事成績優秀地域企業表彰を含む)、インフラDX大賞又はインフラメンテナンス大賞の実績有り		2		2		2
		部長表彰又は事務所長表彰の実績有り、みちのくインフラDX奨励賞の実績有り	○	1	○	1	○	1
		表彰、認定の実績無し		0		0		0
	⑤表彰(SAFETY・安全表彰)	表彰実績有り	○	1	○	1	○	1
		表彰実績無し		0		0		0
	⑥新技術活用の取り組みの有無(新技術導入促進(I型))	新技術の活用有り	●	1	-	-	-	-
		新技術の活用無し		0		0		0
	⑦ICTの全面的な活用の有無	ICTの活用(ICT舗装工、ICT舗装工(修繕工))	●	2	●	2	●	2
		活用無し		0		0		0
	⑧登録基幹技能者の配置	配置有り	○	1	○	1	○	1
		配置無し		0		0		0
	⑨ワーク・ライフ・バランス評価項目となる制度の設定	認定あり	●	1	-	-	●	1
		認定なし		0		0		0
	⑩(A) 地理的条件	a) 本支店、営業所の所在地	○	2	○	2	-	-
		○地域内(○生活圏)に本店有り		1		1		0
○地域内(○生活圏)に支店又は営業所有り			0		0		0	
⑩(B) 地域精進度・貢献度	a) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績	活動実績有り	○	3	○	3	○	1
		災害協定の締結有り		1.5		1.5		0.5
		活動実績無し		0		0		0
	b) 地域防災への協力体制	有り	○	1	○	1	-	-
		無し		0		0		0
	c) 河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績の有無	実績有り	●	1	●	1	-	-
		実績無し		0		0		0
⑪カーボンニュートラルの取り組み	取り組み有り	-	-	-	-	●	1	
	取り組み無し		0		0		0	
注) 企業の能力評価の加算点最高点は、I・II型は20点、S型は15点に換算する 換算後の加算点は少数第2位を切り捨てとする 【I・II型】=加算点最高点(20点)÷評価項目の満点(27又は25~20点)×評価項目の獲得点数 【S型WTO以外】=加算点最高点(15点)÷評価項目の満点(17~15点)×評価項目の獲得点数			小計	27~21	小計	25~20	小計	18~14
			最高点	20	最高点	20	最高点	15

注: ○: 原則として評価項目に設定 ●: 案件毎に評価項目を設定する(設定しない場合は項目を削除した配点とする)

参考

【 表 「技術者の能力等」の評価項目と配点及び評価基準一覧表 】

分類	評価項目	評価基準のポイント 詳細は「2.5.2 評価項目・配点基準のポイント」を参照	施工能力評価型				技術提案評価型	
			I型		II型		S型(WTO以外)	
			適用	配点	適用	配点	適用	配点
技術者の能力等	①配置予定技術者の施工経験(海外認定・表彰制度による海外実績含む)	より同種性が高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	○	7	○	7	○	5
		より同種性が高い工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	○	3.5	○	3.5	○	2.5
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐、担当技術者として従事		0		0		0
	②難工事指定工事の施工経験	難工事実施証明書あり	○	1	○	1	○	1
		難工事実施証明書なし		0		0		0
	③工事成績評定点	80点以上	○	7	○	7	○	5
		79点		6		6		4
		78点		5		5		3
		77点		4		4		2
		76点		3		3		1
		75点		1.5		1.5		0.5
		75点未満		0		0		0
	④優良工事表彰・優良工事技術者表彰及び海外認定・表彰制度の表彰	局長表彰又は認定の実績あり(工事成績優秀地域企業表彰を含む)	○	4	○	4	○	3
		部長表彰又は事務所長表彰の実績あり		2		2		1.5
		表彰、認定の実績無し		0		0		0
	⑤継続教育(CPD)の取り組み状況	証明あり(当該団体推奨単位以上取得)	○	2	○	2	○	2
		証明あり(当該団体推奨単位の3分の2以上取得)		1		1		1
		無し		0		0		0
	⑥ICT活用証明書(又は週休2日実施証明書(施工能力評価型II型のみ))の有無	有り	○	2	○	2	○	2
		無し		0		0		0
	⑦舗装施工管理技術者の有無	1級舗装施工管理技術者	●	1	●	1	-	-
		2級舗装施工管理技術者		0.5		0.5		-
		無し		0		0		-
⑧河川技術者の有無	河川維持管理技術者又は河川点検士	●	2	●	2	-	-	
	無し		0		0		-	
注) 技術者の能力評価の加算点最高点は、I・II型は20点、S型は15点に換算する 換算後の加算点は少数第2位を切り捨てとする 【I・II型】=加算点最高点(20点)÷評価項目の満点(26~23点)×評価項目の獲得点数 【S型WTO以外】=加算点最高点(15点)÷評価項目の満点(18点)×評価項目の獲得点数			小計	26~23	小計	26~23	小計	18
			最高点	20	最高点	20	最高点	15

注: ○: 原則として評価項目に設定 ●: 案件毎に評価項目を設定する(設定しない場合は項目を削除した配点とする)

参考

【表「段階的選抜方式（一次審査）」の評価項目と配点及び評価基準一覧表】

分類	評価項目	適用	配点 (●なし)	配点 (●あり)	
企業の 能力等	①企業の施工実績	より同種性が高い工事の実績あり	○	7.0	5.0
		同種性が高い工事の実績あり		3.5	2.5
		同種性が認められる工事の実績あり		0.0	0.0
	②工事成績評定点	80点以上	○	5.0	5.0
		79点以上80点未満		4.0	4.0
		78点以上79点未満		3.0	3.0
		77点以上78点未満		2.0	2.0
		76点以上77点未満		1.0	1.0
		76点未満又は対象発注機関以外の成績、又は成績なし		0.0	0.0
	③表彰(優良工事施工者、インフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞等、国土技術開発賞)	局長表彰又は認定の実績有り(工事成績優秀地域企業表彰を含む)、インフラDX大賞又はインフラメンテナンス大賞の実績有り	○	2.0	2.0
		部長表彰又は事務所長表彰の実績有り、みちのくインフラDX奨励賞の実績有り		1.0	1.0
		表彰、認定の実績無し		0.0	0.0
	④事業促進PPPまたはCMの実績	国等発注による事業促進PPP(調査及び設計段階の調整業務から施行監理を含むこと)の実績あり	●	—	2.0
		国等発注による事業促進PPP(上記以外)またはCMの実績あり		—	1.0
		実績なし		—	—
	⑤若手技術者(40歳以下)の配置	配置あり	○	1.0	1.0
		配置なし		0.0	0.0
	⑥「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	取り組みあり	○	1.0	1.0
取り組みなし		0.0		0.0	
⑦ワークライフ・バランス評価項目となる制度の認定	認定あり	○	1.0	1.0	
	認定なし		0.0	0.0	
⑧カーボンニュートラルの取り組み	取り組みあり	○	1.0	1.0	
	取り組みなし		0.0	0.0	
	小計(換算前)		18.0	18.0	
	小計(換算後)		15.0	15.0	
技術者の 能力等	①配置予定技術者の施工経験(海外認定・表彰制度による海外実績含む)	より同種性が高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	○	9.0	9.0
		より同種性が高い工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事、又は、同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事		6.0	6.0
		同種性が高い工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事		3.0	3.0
		同種性が認められる工事において、担当技術者または監理技術者補佐として従事		0.0	0.0
	②工事成績評定点	80点以上	○	6.0	6.0
		79点		5.0	5.0
		78点		4.0	4.0
		77点		3.0	3.0
		76点		2.0	2.0
		75点		1.0	1.0
	75点未満		0.0	0.0	
	小計		15.0	15.0	
	合計		30.0	30.0	

注: ○: 原則として評価項目に設定 ●: 案件毎に評価項目を設定する(設定しない場合は項目を削除した配点とする)